

541

48

6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始





改訂増補

最近警視廳に於ける

秋野榮之助著

自動車運轉手試験問答集

合格の秘訣

大正  
14. 4. 24  
内交

541-48

## 自序

本書は大正十三年五月以降大正十四年三月度に至る期間に於て警視廳が自動車運轉手  
甲 乙兩種の受験者に對し實際に課題したる法規及構造學の試験問題に對し模範的の  
答案を著述したるものにして警視廳が課題せる問題も之れに對する答案も最も新しき  
間答なるが故に受験者は勿論現に運轉手たる人又は今後運轉手たらんと欲する人々若  
くは自動車の所有者苟も自動車に關係を有する人々は好々無二の參考資料たる敢て過  
言ならざるべし

拙著前刊最近警視廳に於ける運轉手試験問答集を閲讀試験に應じたる人々中多數の合  
格者を出したる實績に顧み責任の益々大なるを感じ茲に改版増補を施し斯界に貢献せ  
んとす、本書受験時の注意心得より實地運轉試験の操車法及び法規試験問答並に構造  
學試験問答は今後恐らく警視廳が受験者に試験問題として課題せんとする殆んど全部  
を網羅し盡したる憾あるに依り今後の受験者に取りては更らに再び貢献するに至るべ  
し

警視廳に於ける受験用貸與自動車三臺「フォード」「ビュイック」「プロトス」號の三臺に對する操車法の説明は最も詳述を施し操車に對し豫備的知識を與へ且ち受験當時に於て試験官の質問に對する答辯の必要項目に付之れを明かにせり、尙ほ今日迄で一般に公刊せられざりし神奈川縣下の現行自動車取締細則及び道路取締令を附記編輯したるに依り同縣下に於ける受験者の便亦大なるべし由來警視廳が自動車運轉手免許證下附試験の程度は主として運轉技術に待つべきも同時に取締法規の知悉及び自動車の構造運轉、若くは之れが修理上に理解説明をなし得る程度に於て合格し得べきにより高遠なる學理の説明を要せず要は三科の試験を「パス」すれば以て足れり而して受験前に於ては必らず試験に對する豫備的知識の準備を要するは言を待たず、本書解く所の要點は即ち此の所にあり、本書の内容如何に受験者に適切にして且つ親切なる斯界既に定評あり、熟讀以て受験戦場の勝利者たらば著者の満足とする所なり

著者識

## 凡例

- 一、甲種試験問題は法規三問題構造三問題を普通とす、  
乙種試験問題は法規三問題即ち甲種受験問題と同一なるも構造學問題は普通二問題なり本書中構造學問題に特に乙種試験問題として記述せるが乙種の問題が特に簡易なるにあらず時に甲種問題の一部を乙種に課することあると同時に乙種に課すべき問題の一部を甲種に掲ぐるることあるべきに依り研學受験者は問題の全部に亘りて熟讀通曉し居らるゝ様心掛くべし
- 二、内務省令及び警視廳令自動車取締規則並に道路取締規則又は神奈川縣自動車取締令の上部に△印を附したるは特に運轉手の注意を要すべき條項にして且つ試験問題となるべき條項なり
- 三、本書中ビュイック操車法の説明は梁瀬長太郎氏著ビュイック操縦法中より著者の承認を得て、抜粹編輯したる所多きに依り茲に厚意を謝する事とす
- 四、プロトス號自動車の運轉法に就ては富士電機株式會社運轉技師中島留藏氏の實地

運轉口述援助に待つべき所多きに依り同氏に對し厚意を謝すべし

五、問題と接近せしめて答案を記載刷新を施したるは特に閱讀上の便を圖り問題と答案との對照手数を省きたる所以なり

六、實地運轉試験當時試験官が口頭を以て質問せらるゝ答辯も一々採點となるべきに付本書の操車法其他に就ては熟讀記憶せられん事を希望す

### 本書の目次總覽

一、實地試験當日持參自動車の検査	二二
二、試験官の質問に對する受験者の應答	二三
三、ハンドルの持方と姿勢並に視線の注意	二三
四、方向變換とエンジンストップ	二四
五、走行中の速力と凹凸路面の進行法	二五
六、市内運轉法の試み	二六
七、法規試験の採點と時間	二七
八、構造學試験と其採點法	二七
九、學科試験の合格率	二八
十、運轉及び學科共大丈夫と信じて合格の通知なきは何故なるか	二八
十一、神奈川縣に於ける試験法一般	二九
十二、大阪府に於ける試験法の一般	三〇

十三、	フォード自動車操車法	三二
十四、	ビュイック自動車運轉法の詳述	三七
十五、	プロトス號自動車の運轉方法詳述	五三
十六、	法規試験問答 <small>大正十三年五月以降 大正十四年三月度迄</small>	六一
十七、	構造學試験問答右 <small>同</small>	八五
十八、	内務省及警視廳令自動車取締規則	一三六
十九、	神奈川縣自動車取締規則	一八四
二十、	改正自動車運轉手試験規則	二二一
二十一、	改正自動車に關する諸願届書式	二二二
二十二、	口頭試験に必要なる自動車用語説明	二三三

### 法規試験問題目次明細

一、	安全地帯のある電車の側方を通過せんとする場合守るべき事項を記せ	六一
二、	試運轉せんとする場合の手續如何	六一
三、	運轉手の住所を變更したる場合の手續を述べよ	六二
四、	自動車幅員三間以下の道路を警察官吏の承認を得ずして通行し得るものなるや	六二
五、	特定免許證と特種免許證との區別を挙げよ	六三
六、	道路中駐車すべからざる場所及警戒すべき場所四ヶ所を挙げよ	六三
七、	道路取締令に依る自動車の重量高さ及び積載定量は如何に制限せらるゝや	六四
八、	車庫内に於て危険防止上運轉手の心得置くべき事項如何	六四
九、	自動車の構造上心得置くべき事項を記せ	六五
十、	道路の幅員制限は如何	六七
十一、	左記の場合に付知る所を述べよ (イ)前車を追越さんとする場合	六八

(ロ) 停留場を通過する時

(ハ) 一時道路に留め置く時

(ニ) カーブ通過の時

十二、運轉手免許證及び就業停止せらるゝ場合如何

十三、乗合自動車の乗車に對し遵守すべき事項を記せ

十四、運轉中徐行すべき處を擧げよ

十五、運轉手就業中遵守すべき事項五つを擧げ

十六、自動車速度の制限を記せ

十七、左記の場合如何にすべきか

(イ) 牛馬に接近したる時

(ロ) 神輿葬儀に出會ひたる場合

(ハ) 電車停車場附近に接近したる時

(ニ) 自動車並行の時

六八  
六九  
七〇  
七一  
七二

十八、運轉手就業中遵守すべき事項五つを擧げよ

十九、如何なる車輛を自動車と云ふか

二十、運轉中遵守すべき事項五つを記せ

二十一、免許證を返納すべき場合如何

二十二、速度計及び哩メーターは何んの爲めに付けるか

二十三、十六、十二、八哩をキロメートルに直せ

二十四、瓦斯倫の取扱上火災を防ぐべき注意を記せ

二十五、自動車の燈火装置に付知る所を記せ

二十六、左記の事項に解答せよ

(イ) 電車停留所附近を通行する時

(ロ) 荷車を追越さんとする時

(ハ) 道路を横斷する時

(ニ) 自動車を一時道路に駐め置く時

七二  
七三  
七三  
七四  
七四  
七五  
七五  
七六  
七六

- (ホ) 諸病人の運搬に際會したる時 七八
- 二十七、自動車に依り人を傷害したる時の處置を問ふ 七八
- 二十八、「トラック」の速力制限を記せ 七九
- 二十九、「トラック」の積載重量制限を述べ 七九
- 三十、一定の路線又は區間に依る自動車の乗客に對し如何なる事を守らせるか 七九
- 三十一、制限未滿の道路を通行する時の注意 七九
- 三十二、運轉手の就業中遵守すべき事項五つを述べよ 八〇
- 三十三、警視廳令に於て自動車の速力制限を問ふ 八一
- 三十四、左記の場合に付知る所を述べ 八一
- (イ) 神輿葬列に出會ひたる時
- (ロ) 牛馬に出會ひたる時
- (ハ) 一時自動車を道路に駐め置くとき
- (ニ) 鐵道踏切りを横斷するとき

- (ホ) 自動車二輛以上連行するとき 八二
  - 三十五、免許證面記載事項に變更を生じたる場合如何にす可きや 八二
  - 三十六、免許證を有せざるもの自動車を運轉し得る場合を問ふ 八二
  - 三十七、運轉手就業中遵守すべき最も重要な事項五つ以上を列擧すべし 八二
  - 三十八、道路の幅員測定方法を問ふ 八三
  - 三十九、左記語の意義を説明すべし 八三
  - (イ) 地方長官、(ロ) 車體、(ハ) 特定自動車、(エ) 特種自動車 八四
  - 四十、當廳令に於て自動車の速力と道路幅員の關係は如何に制限しあるや 八四
- 構造學試験問題目次明細
- 四十一、點火時期遅れ過ぎる原因のある理由を述べよ 八五
  - 四十二、濃厚なる排氣を防ぐにはどんな注意をしなくてはならぬか 八七
  - 四十三、混合氣の濃度を自動的に調節する装置を擧げよ 八八
  - 四十四、蓄電池取扱上注意すべき事項を問ふ 八八



- 四十五、「バキュームタンク」の瓦斯倫を吸込れつゝある各辨の作用を述べ 八九
- 四十六、「エンジンレリース」(カラマワリ) (急速空回轉)は如何なる害ありや 九〇
- 四十七、「サイドスリップ」はどんな場合に起り易きか 九一
- 四十八、「シリンダー」内に「カーボン」の留らざる様注意如何 九一
- 四十九、瓦斯倫供給装置の種類を擧げよ 九二
- 五 十、「セルフスターター」の操作及び操作方法の注意事項如何 九二
- 五十一、瓦斯倫の著敷性質及取扱上の注意を述べよ 九三
- 五十二、「エンジンブレーキ」操作方の制動作用及び之を利用する場合を問ふ 九三
- 五十三、瓦斯倫「タンク」の「ギャップ」に小孔あるもの又なきものは如何なる理由か 九三
- 五十四、四氣筒機關爆發順序を問ふ 九四
- 五十五、排氣多量にして濃厚なる場合の理由如何 九四
- 五十六、點火時期の調制法如何 九五
- 五十七、「クランクシャフトギヤ」と「カムシャフトギヤ」の齒車の比を問ふ 九六

五十八、自動車に震動の生ずる原因を記せ 九六

五十九、左の作用に付知る所を記せ 九六

(イ)自動空氣「バルブ」 (ロ)瓦斯倫「バルブ」 (ハ)エヤーヒーター

六 十、「コード」の接続又は取付の場合どんな注意を要するか 九七

六十一、「エンジン」の「ノック」する原因となるべき事項如何 九八

六十二、「クランクケース」の「オイル」入換方法如何 九八

六十三、「マフラー」内に爆音を發する原因を記せ 九九

六十四、「ブレーキ」の種類を擧げよ 九九

六十五、「ラジエター」の水は如何なる水を入れるか 一〇〇

六十六、「ヘッドライト」の取扱上注意すべき事項如何 一〇〇

六十七、「クランクケース」に煙の出ずるは如何なる場合か 一〇〇

六十八、氣火器内に爆音を發するは如何なる場合か 一〇〇

六十九、混合瓦斯の濃厚過ぎたる時如何にして調節するか 一〇一

- 七十、四氣筒一千回轉するに何回爆發するか 一〇一
- 七十一、「エンジン」の「カブリ」を振る理由如何 一〇一
- 七十二、「エンジン」の「ノック」する原因となるべき事項如何 一〇二
- 七十三、高速廻轉軸には如何なる滑油を使用するか 一〇二
- 七十四、左働装置は何故必要なるか 一〇二
- 七十五、制動機の完全に働きをなす必要條件を問ふ 一〇三
- 七十六、左記の場合に於て點火器瓦斯倫の調製方法如何 一〇三
- (イ)始動せんとする時
- (ロ)平坦なる道路を高速にて走行する場合
- (ハ)急坂を登る時
- (ニ)空回轉せしむる時
- 七十七、「アース」及び「ショートサーキット」とは如何なる事か 一〇五
- 七十八、汽筒内に「カーボン」の溜る理由如何 一〇五

ウ

- 七十九、「スパークプラグ」の「ギャップ」を記せ 一〇六
- 八十、四氣筒爆發順序を如何にして知るか 一〇六
- 八十一、「ラヂエター」の「カバー」は如何なる爲めか 一〇六
- 八十二、登坂に際して「カットアウト」するは如何なる理由か 一〇六
- 八十三、真空槽の作用を説明せよ 一〇六
- 八十四、左の事項につき知る所を記せ 一〇七
- (イ)「オートマチックリレー」(自動繼續器)
- (ロ)「コイルノバイブレーター」(誘導線輪振動器)
- (ハ)「オイルゲージ」(油壓計)
- (ニ)「サモスタード」(整温器)
- 八十五、任意の「カーブプレート」に付其作用を説明せよ 一〇八
- 八十六、左に掲ぐるものは如何なる作用をなすべきか 一〇九
- (イ)配電盤の作用を説明せよ

(ロ)「インダクションコイル」の作用を説明せよ

一〇九

(ハ)「タイマー」の作用を問ふ

一一〇

八十七、「クランクケース」に「オイル」の多き時は何故わるいか

一一〇

八十八、自動車の電氣装置に於て如何なる時に「ショート」するか

一一〇

八十九、蓄電池の取扱法を述べよ

一一〇

九十、混合氣量を加減する装置に於て「フオード」と「ビュイック」の差を述べよ

一一一

九十一、「エンジンブレーキ」操作方法制動作用及び之れを使用する場合如何

一一一

九十二、左の装置は何を加減するか

一一一

(イ)「スロットルレバー」

一一一

(ロ)「ニウドルバルブ」

一一一

(ハ)「エヤーバルブ」

一一一

九十三、点火時期の不適當は何故支障を來すや

一一一

九十四、「ミックススチュアー」混合割合を調整する必要あるは如何なる場合か

一一二

九十五、左のものは何如なる目的で設けるものか

一一三

(イ)自動空氣弁 (ロ)「サーモスタット」

一一三

(ハ)「オートマチックリレー」

一一三

九十六、磁石發電機にて蓄電池に充電し得ざるは何故か

一一四

九十七、点火時期を進め過ぎたる爲め「ノック」を感じる事あるは如何

一一五

九十八、爆發順序一二三四なる機關の第二氣筒が排氣衝程の時第四氣筒は如何なる衝程にあるべきか

一一五

九十九、左のものゝ働きを説明せよ

一一六

(イ)自動空濠弁(オートマチックエヤーバルブ)

一一六

一〇〇、動電路切斷器(オートマチックリレー)とは如何

一一六

一〇一、「エンジンブレーキ」の制動力は何んで生ずるか

一一七

一〇二、「ガソリン」が真空槽に吸ひ込まれつゝある時の各弁の開閉如何

一一七

一〇三、十六哩は約幾「キロメートル」か

一一七

一〇四、四衝程四氣筒機關の爆發順序を問ふ二通りを擧げよ

一一八

一〇五、點火栓の適當なる間隙如何

一一八

△二〇六、冬期「ラジエター」に「アルコール」又は「グリセリン」を混入することあるは何んの爲めか

一〇七、揮發器にて爆音を發することあり其理由を説明せよ

一一九

一〇八、混合氣が不完全燃燒となるは如何なる缺陷により易きか

一一九

一〇九、同じ電池に付兩極より「コード」を其まゝ接続せしめて放電せしむると「モーター」を回轉せしめて放電せしむるとは何れが早く蓄電を失ふか

答は早し遅しの理由簡單に記せ

一一〇、「クラッチ」の種類を擧げよ

一二〇

一一一、高壓電氣點火栓の種類を擧げ及び各種の組織中に含まるゝ装置の名稱を列擧せよ

一二二、左のものは何んの爲めにあるものか

一二二

(イ)「コンプレッションコック」

(ロ)「レリフコック」

(ハ)「エキゾーストカットアウト」

一二三、「ガンリン」機關に普通使用せらるゝ燃料供給法の種類を擧げよ

一二二

一二四、乙 機關の爆發狀態検査方法を問ふ

一二四

一二五、乙 「ガンリン」を「タンク」に入るゝ際の注意事項如何

一二五

一二六、乙 機關に過熱は主にどんな缺陷から起り易きか

一二五

一二七、乙 自動車の電氣装置及び燃料装置につき失火及び引火に對し常時注意すべき事項

き事項

一二八、乙 各自自動車につき機關油量の適否を識る方法を問ふ

一二七

一二九、乙 「ガンリン」の取扱上注意すべき事項を問ふ 参照の事

一二七

一三〇、乙 各自の自動車に付機關冷却装置を説明せよ

一二七

一三一、乙 「スパークプラグ」に起り易き故障如何

一二七

- 一三二、乙 長く低速にて走行するは如何なる害ありや 一二八
- 一三三、乙 電氣装置の取扱上注意すべき事項を問ふ 一二八
- 一三四、乙 機關給油の不足せる結果如何 一二八
- 一三五、乙 自動車を「スタート」する際注意すべき事項如何 一二八
- 一三六、乙 各自の自動車に付其發電装置を説明せよ 一二九
- 一三七、乙 機關給油上の注意事項如何 一三〇
- 一三八、乙 點火栓の發火を試験する方法如何 一三一
- 一三九、乙 「ガンリン」の取扱上注意すべき事項如何 一三一
- 一四〇、乙 漏電し易き場合を問ふ 一三一
- 一四一、乙 夏期「エンジン」の過熱に對し操縦の注意すべき事項如何 一三二
- 一四二、乙 「クランクケース」に油の入過ぎたる時は如何なる支障を來すや 一三二
- 一四三、乙 點火栓の適當なる間隙如何 一三二
- 一四四、乙 冬期寒冷な爲め機關の始動困難なるときの始動方法如何 一三三

- 一四五、乙 各自の自動車に付備ふべき工具の名稱を列舉せよ 一三三
- 一四六、乙 機關始動前の準備を問ふ 一三三
- 一四七、乙 混合氣濃厚に過ぎたる時如何なる障害ありや 一三四
- 一四八、乙 自動車の電氣装置及び燃料装置につき失火及び引火に對し常時注意すべき事項を問ふ

- 一四九、乙 自動車を掃除する際の注意を述べ 一三五
- 一五〇、乙 混合氣の割合少なき場合及び濃厚過ぎたる時の結果を述べよ 一三五
- 一五一、甲 左の各項を説明せよ 一二三

(イ) 脊バックプレッシャー 壓 (ロ) 馬ホースパワー 力  
 (ハ) 接アス 地

一五二、大正十四年二月度より三月度に至る甲、乙、法規二十二問構造四十七問を掲載せり

### 實地試験當日持參自動車の検査

試験法改正の結果自動車使用受験料五圓を納付すれば其領收證を試験官に示して用意の自動車三臺即ち「フオード」「ビュイック」<sup>ウヂ</sup>「アットネ」の三臺で受験するの便宜がある。甲種受験者は大抵以上三臺の操縦試験を経るが乙種受験者は大抵「トラック」又は自己の操縦し得たる車を持參する此の場合試験官は一應持參自動車其物に付仔細に検査を施すのである、少しでも法規違犯の個所を認められた場合例へば後面燈火が運轉手席より消燈し得べき装置にでもして置たり又は「ダッシュ」の「スピードメーター」が取れて居つたりした自動車を持參する様な事があれば受験は絶対に駄目である、場合に依ると告發せらるゝことがあるかも知れぬ故に甲種も乙種も各自動車を持參する人々は、先づ自動車自體の法規違犯の個所なく且つ運轉調子の良い車を吟味して持參する事が肝要である。

### 試験官の質問に對する受験者の應答

試験官に依ると受験者が運轉席に座し「ステヤリングホキール」操舵輪を握り未だ「エンジン」の「スタート」をせざる前に口頭試験をやる「ダッシュポット」に装置してある「スキッチ」や「スピードメーター」「イクニッションレバー」「スロットル」又は「アクセル」の作用装置等の説明を求むる事がある、此等の質問に對する便宜の爲め後章に「ビュイック」「プロトス」の「ダッシュ」装置に付詳述し置きたるに付參照せらるべし、即ち此の口頭試験の答も一々採點に關係するのである。

### 「ハンドル」の持方姿勢並に視線の注意

試験官が受験者を見る時は「ハンドル」を持つた丈けで其人がどれ丈け自動車に慣れて居るか云ふことが明る位に「ハンドル」の持方が大切のものである。「ハンドル」は兩方の手指が可成軽く全く力を入れない位に握ることに慣れなければならぬ即ちいざと云ふ場合に如何様にもなし得る丈けの餘裕ある握り方を云ふので、五年も十年も自動車を運轉して居り操縦方が上手になると只「ハンドル」に軽く手がかゝつて居る位でやれるものである。それから姿勢であるが、それは出来る丈け深く座し直立に腰を下して「ハンドル」を握

抱への姿勢をしたり亦腰をかゞめて「フットペダル」足先を視たり「ダッシュ」のあたりを視たりする様なことのない様に注意し視線は絶へず車輛の前方十四五間の先きを視ると云ふ事に注意する事肝要である

### 方向變換と「エンジンストップ」

操縦に當り試験官は助手席に同乗して前進、「バック」又ハ方向變換等の命令を下して其操縦振りを凝視するのである、此の場合受験者は緊張し過ぎて往々判断を誤ることがある、決して狼狽してはならぬなんでも試験官を客と思ふて最も大膽に自己の技倆を充分に發揮することが肝要である

方向變換は多く降坂の途中又は登坂時に於てやらせらるゝ自動車の操縦中坂道の途中で方向變換が一番困難な操縦法である、此處が合格不合格の分岐する所で降坂途中の方向變換は「サイドブレーキ」を必らず「ニュートラル」の位置に移し「クラッチ」を外づして緩速度で方向變換を行ふことを心得置くのである、それから「バック」の場合は附近に何等障害物が無いのを安心して後方を顧みないで直ちに「バック」をすると云ふ様

な事のない様に方向變換又は「バック」の場合は必らず其都度後方を顧み警音器を鳴らすことを忘れてはならぬ、此等は皆な一々採點に重大なる關係あり

それから「エンジン」「ストップ」だ之れは各自の車に夫々の癖があり一様に論ずる譯に行ぬが大抵は「ギヤー」に無理がある爲めで「ロースピード」から「スタート」する時が「アクセル」の吹し方が少なかつたり、又は「クラッチ」と「アクセル」とが平等に使用する調子を心得置くことに注意すれば「エンジン」「ストップ」はない筈である、乗用自動車は「ベルギヤ」なる爲め「トランスミッション」に無理を來す爲め「エンジン」「ストップ」を起し易きも「トラック」は「ウオームギヤ」であるから、めつたに「エンジン」「ストップ」をすることがない、乙種の受験者は可成「トラック」を用ふるのは此の關係である

### 走行中の速力と凹凸路面の進行法

始めから終まで常に八、九、哩位の速力で走行する様でもいかぬ矢張道巾の廣い道路に出たならば規定の一時間十六哩以内の速力を出して走行して見せることも必要である

練兵場の如きは随分凹凸路面が澤山ある此所を走行する時は動力をかけて疾走する様なことなく「クラッチ」を離して軽く制動機をかけて車の惰勢で除行すべきである砂地泥濁水溜り等の場合も此の方法でやる

### 市内運轉の試み

代々木試験場で第一車の操縦試験が先づ合格點迄で行けば受験者は午後から市内運轉法の技倆を御目にかけるのである（但し乙種の場合は大抵代々木試験場附近の第一車操縦で決定する）場所は一定して居らぬ九段の方に行くかと思へば小川町通り又は銀座通り方面などにも行くのである、試験官が若し神田小川町通りの交通頻繁の場所で「ストップ」と命令を下した時其命令通り交通頻繁の場所に車を止めでもすれば、法規違犯で駄目だ、必らず車を道路の左側交通の防害とならざる地點に於て停止すべきである、亦四間未滿の道路小路に向つて進行を命ずることがある此時受験者は警察官の命令であると思ふて其命令通りに進行する様な場合は之れも同じく法規違犯で採點とならぬ、此の場合一旦車を交通の防害とならぬ地點に停止して附近交番所警察官の

許可を得たる上通行すべきである念の爲めに一言して置くのは試験官は所謂行政警察官でなく技術試験官である事を忘れてはならぬ

### 法規試験の採點と時間

實地運轉試験に合格點を得るに至れば一週間目位の期間に學科試験施行の通知が来る法規試験が先きに課題せられ約四十五分間の間に書き上げる事と成つて居り其採點法は學科試験中法規試験が一番重要に採點法が嚴重であるが故に可成法文の一字一句にも誤りのない様に書くことに注意の事、答案用紙は半紙一枚より與へられないから書き損じのない様にし若し甚だしく書き損じをした場合は裏面に書く事を許されて居るのである

### 構造學試験と其採點

法規試験を終りて約十分間位休憩後同一場所で行ふのであるが此の時間は約一時間である採點は六十五點以上でなければ合格者とならぬ、書き方は問題に對して其の要點を書き落さぬ様而かも餘りにくなくしく成ぬ様に書くのである本書問答集參照の事



## 學科試験の合格率

受験者の中には學科試験は何んでもないなど、高をくゞり輕視する人があるが決して輕視すべきでない受験者の三分の二以上は學科試験で振り落され夫れが爲め亦暫くの間時日を空費しなければならぬ、答案の書方が餘り粗末で要領を得ない場合は再試験の通知が夫れ丈け延ばして通知を發することゝなるから受験者の不利益となることを承知しなければならぬ

## 運轉及び學科の試験大丈夫と信じ

## て合格の通知なきは何故か

市内又は地方に於て永年斯業に従事し居り無免許で運轉して居つた者に相違ないことになられた場合は假之試験當時運轉技術が好妙に出來又學科試験も合格點迄で付いても免許證は中々下附しない、又乙種の試験に同一番號の自動車を経短期間に二度も三度も持參して受験する様な場合は之れも假令三科試験に合格點を得ても免許證を呉れぬ事

がある故に可成短期間に同一番號の自動車を受験しない様に注意を要す

## 神奈川縣に於ける試験法一般

神奈川縣廳に於ける試験は最初願書を提出する時に戸籍抄本は不要である、志願者の願書に本人の履歷書と手札形半身の寫眞二葉を添付して提出すれば本人の身元上の調査は所轄警察署に於て調査をすると云ふ事になつて居る、夫れから實地運轉試験法は甲種の方は「フォード」及び「チェンヂ」物の二臺を運轉すれば良いのであるが「トラック」ではいかぬ何れも乗用車を以て試験を受くるのだ

乙種の方は「トラック」でも乗用車でも自分の任意の車一臺を以て受験することを得るが「シトロエン」の如き小型自動車は特種自動車なるが故に受験當時には使用せぬ定めとなつて居る、場所は横濱市本牧競馬場左側阪道巾二間位の道路に於て行ひ別に時間を限定する様な事もなく又市内交通頻繁の道路に於て運轉試験をやる様な事はない、警視廳に於けるが如く矢張實地運轉試験の方が先きに行ひ之れに合格したる人が二週間以内に於て學科の試験を受くるのである、甲種の學科試験は警視廳の試験と大同小

異法規が内務省令と神奈川縣取締規則と合せて三問題である、構造の方は之れも三問題で警視廳の問題と殆んど近似して居るのである

乙種の學科試験は取締法規が二問題と構造が二問題之れも警視廳試験と大差はない震災以前迄では神奈川縣の試験方は他府縣に比し一體に中々六ヶ敷い程度のもので在つたが震災後に於て自動車の數が俄然として増加し來り之れに伴ふ運轉手の需用が益々盛んに成つた爲め試験法の上にも當局者に於て餘程手心を施し幾分簡易に免許證を附與すると云ふ扱ひになつた様に思考せらるゝ茲に志願者に注意して置きたいのは警視廳の出願と同時に同縣の出願と二様に提出して置き何れか一方が不合格に成つたら或る一方で必らず目的を達すると云ふ兩道をはかることも決して悪くない方法である

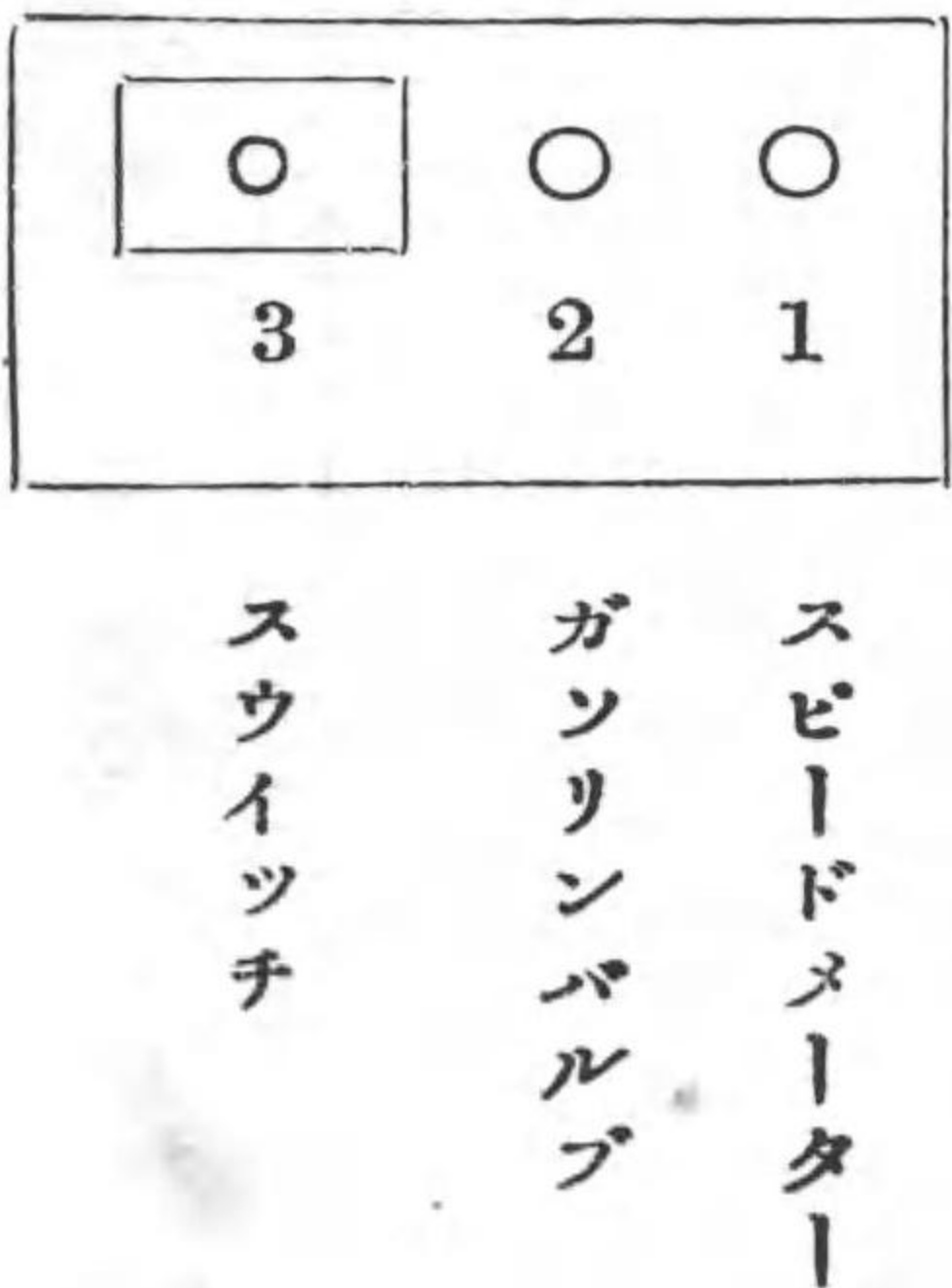
### 大阪府に於ける試験法の一般

著者は昨年六月十五日大阪府に於ける運轉手試験法調査の爲め同地へ出張し前試験官たりし堀氏を訪問して現行試験の質問調査を爲したるに學科試験は警視廳と殆んど同一である事を確かめたが只實地運轉試験法が少々相違して居る阪神野田驛北側空地四

五百坪の所で線を引き假設道路を設け道巾四五間位の處で方向變換バック等の操車方を約五分間位の限定時間内に行ふのである

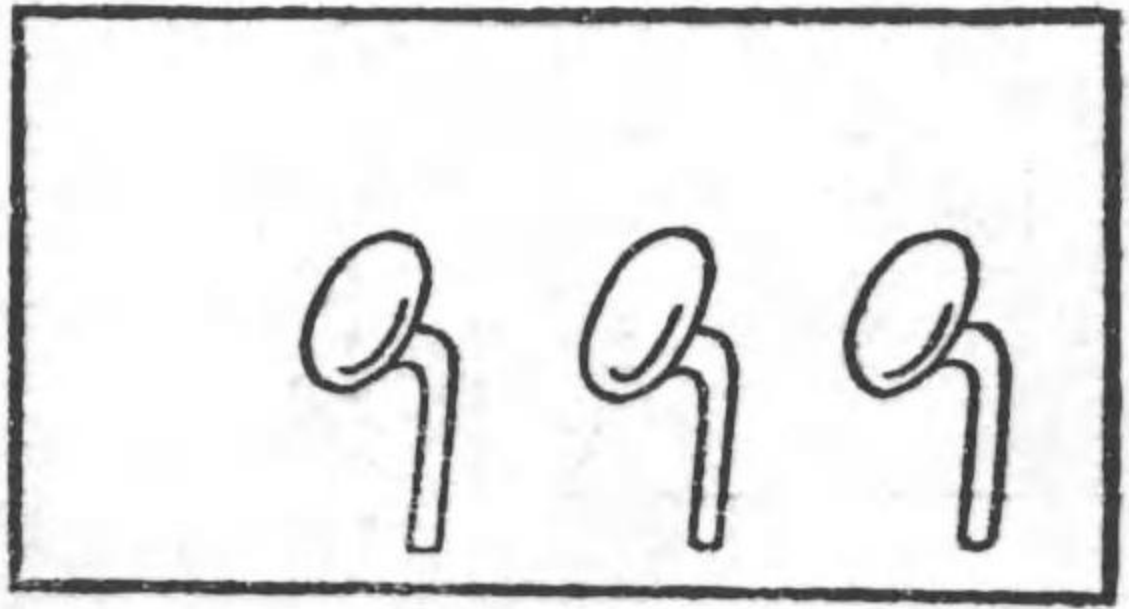
車は「フォード」及び「チェンヂ」車の二臺共此處で行ひ市内運轉をせぬのである警視廳又は神奈川縣下の試験法は坂道の途中方向變更と云ふ難所があるが時間は限定してない大阪府は時間を限定して試験を行ふのであるから何れにしても樂ではない大阪府は一ヶ月一回受験者が三四百名神奈川縣は一週間一回で之れも七、八、十人位宛はあると云ふ

### フォードダツシユの部



# 欠

フォードダツシユの下部



ブレーキペダル

レバースペダル

クラッチペダル



ハンドレバー

フォード自動車操車法

現今我が日本に於ける各種自動車の種類は三百四十餘種の多數種類を算するに至り全  
臺數實に三萬臺に達せんとす、其中の五割位迄ではフォード車にして如何に實用的方

# 欠

- 一、「ガソリンタンク」に燃料の充滿し居るや否やを檢查し不十分なれば之れを補充す
- 二、「ラヂエーター」には除水口と平行に淡水の充滿し居るか又冬季に於ては不凍液を  
入れあるや否やを檢查すべし
- 三、發動機曲軸套には檢油活嘴と平行するまで油の入り居るか否やを檢查す
- 四、蓄電池の連結は良好なるか否やを檢查すべし
- 五、眞空槽と氣化器との間にある瓦斯閉鎖活嘴は十分に開かれあるや否やを檢查す  
る事
- 六、若し數日間自動車を使用せざりし場合はバキュームタンクの蓋に裝置しある管栓  
を抜き取り迎水として約三合位のガソリンを注入することあり斯る場合にはパイ  
プはガソリン注入後必ず堅く締めつけざるべからず

## 發動機 始 動 時

- 一、發動機を始動するには左の操作法を行ふべし
- 二、變速槓桿はニュートラル(中立の位置)に在るか否やを檢查すべし

三、閃火柄及び瓦斯調節機を扇形輪の約三分の一の位置に置く

四、電路開閉器を開き「IGN」の記號を記せる鉤を引き出す

五、空氣調整機を「CHOKER」(封塞)の記號まで廻し左足にてクラッチペダルを踏みつけ次に始動踏板を押し付け、始動踏板を押し付けながら電氣始動機を始動せしめ其軸に取付たる齒輪と制動輪の車輪とを啮合はしめ發動機を回轉せしむ  
發動機始動せざる場合

發動機始動せざる場合には左の操作を行ふ

一、若しエンジンが三十秒以内に始動せざる場合は始動踏板より足をはづし各部の連結良好なるや否やを検し再び前記の動作を繰り返すべし  
冬季發動機の非常に冷却したる際には發動機の回轉數を増すの要あるべしと雖も其他の時候に於ては發動機は最初の數回轉にて直ちに始動するものなり  
發動機の始動せざる時は概ね故障あるの證據なるを以て直に電路開閉器各轉把等を検査せざるべからず然るに之が検査を行ふには始動踏踏みつけたるまゝ決して

之れを行ふべからず

始動後の操作方法

發動機始動後には左の操作を行ふべし

發動機始動するや否や空氣調整器を「HOT」の記號ある所に置き、瓦斯調整器を閉ぢ、點火柄は、扇形輪の中央の方向へ進め、發動機が、靜肅、平等に回轉するに至らば、其の位置に之を留むべく、足踏加速器は、發動機の速力を加減するの用に供するものなり

發動機の過熱したる場合には、空氣調整器は、各速力に應じ、平等に馳走せしむる様「HOT」と「COLD」との間にて調節し、任意に之を調整することを得べし。空氣調整器を「CHOKER」の位置に置きたるまゝ、暫時たりとも、決して發動機を回轉せしむべからず、之れ、此の如くすれば、瓦斯混合物を過度に濃厚ならしめ、瓦素倫の消費量を増さしむるを以てなり

手動曲軸利用法

蓄電池放電するか又は電気始動機に故障生じたる場合には、發動機を、手動曲軸にて始動することを得るものなり、而して此の運轉法に依るときは、左の操作をなすべし

電路開閉器と、空氣調整器を開くこと前に同じ

瓦斯調整機を、扇形輪の三分の一の位置に、點火柄は、最高位置より、少しく下方に下ぐべし

放熱器の下方に在る始動曲軸の蓋を取外し、手動曲輪を装置す。始動聯軸器噛み

合ふまで、手動曲軸を押し込み、次に之を急激に引き、發動機を始動せしむ

始動曲軸を壓下げたるまゝ、決して發動機を始動せしめんとすることなかれ、是れ急激なる跳返しの爲め、腕を折るが如き、不慮の災難に遭ふことあるを以てなり

### 自動車始動心得

自動車を始動するときの心得は左の如し

自動車を始動するには、成るべく往來少き、平坦なる場所を選ぶべし。

先づ發動機を、靜肅、平等に回轉せしめ、左手にて、變向輪を握りつゝ、

其の背後なる運轉手席に、姿勢をたゞして腰掛け、右手にて應急制輪軸柄を離

し出來得るかぎり、之を前方へ推し、左足を聯軸器踏飯に掛けて、確と之を踏み

つけ、其のまゝ、右手にて先づ球頭變速柄を右へ動かし、次に後へ引く

べし。

### 速力變換法

速力を變ふるには、左の方法に依るべし。

#### 一、第一速力

前記の如き操作を終れば、聯動機は、第一速力即ち低速度にて進行を起すを以て

靜に、聯軸器踏飯を踏み居る左足を離し、之と同時に、發動機の速力を増さしめ

んが爲め右足を以て、軽く加速踏飯を踏むべし、斯くて聯軸器噛合ふや、自

動車は前進し始むべきを以て、更に加速踏飯を踏みつけて之を前進せしめ、

次に第二速力セカンドスピードに換ゆべし。

## 二、第二速力セカンドスピード

自動車の順調に始動するや、聯軸器クラッチを離すと同時に、發動機モーターの空廻クランクするを防がんが爲め、加速踏アクセルペダルを踏みつけ居る足を離し、右手にて、先づ變速槓コントロールレバーを前方に押し、次に之を左へ動かし、再び前方へ押して直ちに聯軸器クラッチを噛合はしめ、前の如く、加速踏アクセルペダルを踏みて發動機の速力を増さしむ、斯の如くすれば、第二速力セカンドスピードにて進行するものなり。

## 三、高速力ハイスピード

第二速力セカンドスピードより高速力ハイスピードに換ゆるには、發動機モーターの回転数を増加せしめんが爲め、再び加速踏アクセルペダルを踏み、聯軸器クラッチも、加速踏アクセルペダルも第二速力セカンドスピードのときと同一順序に操縦し、變速槓コントロールレバーは、激しく後方へ引きつくべし、斯の如くすれば、自動車は、高速力ハイスピードにて疾驅する者なり。

## 聯動機クラッチの變換法

自動車の行進中、低速力ロースピードより高速力ハイスピードに換ふるには、之を始動せしむるときに於けるが如く、互に噛合はせんと欲する聯動機クラッチをして、殆ど同一速度にて回転せしめんが爲め、之を換ふる前に、先づ自動車の速力を増すことも肝要なり、而して發動機をして、迅速に始動せしめ、之と同時に、聯軸器クラッチを分離せしめたる際、發動機を空廻せしむることを避けんが爲めに、聯軸器踏クラッチペダルと加速器アクセラレーターを適宜に操縦するには、非常なる熟練を要す。

聯動機クラッチを換ふる場合、殊に自動車を始動せしむるに方りては、必ず聯軸器踏クラッチペダルをして靜に跳返らしめざるべからず、若し急に聯軸器踏クラッチペダルより足を離せば、聯軸器は激しく跳ねかへしながら、無理に噛合ふことゝなるべきを以て、大に注意せざるべからず。

速力を換へんが爲め、聯軸器クラッチを入れ換ふるときは、落附て之を行ひ、決して狼狽すべからず、若し、聯軸器クラッチが、好く噛合はざるときは、一時變速槓コントロールレバーと、聯軸器踏クラッチペダルとを緩め、再び之を試むべし。少しく實地に練習すれば、毫も音響を立つ

ることなく容易に(思ふがまま)に速力を換ふることを得るものなり。

高速聯動機より、低速聯動機に換ふる法

高速聯動機より、低速聯動機に移す場合、即ち速力を緩むるときは、高速力に換ゆるときに同じ、則ち變速槓桿を迅速に適當なる位置に直して聯軸器を啗合せ、靜に之を離すべし。若し唯聯軸器を離れしむる爲め、軽く聯軸器踏飯を踏めば、速力を換へんがため、聯動機を入れ換ふること、反て容易なるを以て、決して激しく聯軸器踏飯を踏むべからず。

自動車の行進速力

自動車は高、速力即ち第三速力を以て行進せしむるを常とし、第一、第二速力は、唯之を始動せしむる時にのみ使用するものなり、然りと雖も、往々險しき坂路泥濘又は砂地等に差しかゝり、大なる牽引力を要することあり。第一速力、第二速力の如き低速力は斯る場合に使用せしめんがために設けたるものなるを以て、此の如き坂路等にさしかゝりたるときは、運轉手は、直ちに第一速力若しくは第二速

力を利用せざるべからず。「ピウイク」は、如何なる坂路にても、他の自動車が、第一速力にて昇り得るところは、同じく、第三速力にて昇り得るも若し低速力にて昇り得るの見込立たば、成るべく發動機を過勞せしめざる様、低速聯動機を使用すべし。

自動車の方向變換

自動車進行中、其の方向を變ふるは、誠に大切なることにて、餘程の實地練習を要するものなり、されば初めは、徐々に車を進行せしめ、四角を廻るときは、決して急に廻るべからず、又鐵道線路若しくは電車線路を横斷せんとするときは、必ず速力を緩むるか、或は全く自動車を停止せしむべし。運轉手の自動車を運轉するや、直ちに、各自動車の性癖を會得するものなるが、一旦其の性癖を會得すれば、之が操縦は頗る容易にして、恰も己の手足を動すに異ならず、従つて其の心は、専ら道路の險夷、良否、若しくは障害物の有無に集中せらるゝものなり。

又運轉手は、速力に應じ、百呎乃至三百呎の先方を注視するの習慣をつけざるべ



からず、能くこの呼吸を會得すれば、如何なる障礙物に遭遇するも、之に衝突せざる様、車を操縦するの餘裕は、必ず十分なるものなり。

### 閃火柄の取扱法

普通の状態に於て自動車を操縦するに當りては、點火装置と連結せらるゝ自動閃火装置は、運轉手に於て、時に手を下さざるも、速力に應じ、適宜に閃火するものなり。然れども急坂を上るか、又は泥濘車軸を没するが如き悪路を走る自動車の速力は、自然に鈍るものなるを以て、自動車が平滑、靜肅に馳走するまゝで、手にて閃火柄を調節し、之を運帶の位置に直さざるべからず。

運轉手の最も注意すべきは、決して、閃火柄を遲滯の位置に置きたるまゝ、駛走すべからざること之なり、何となれば、之が爲めに、瓦素倫を過度に消費するのみならず、發動機を過熱せしむるの虞あるを以てなり。

### 自動車の停止法

自動車を停止するには、先づ足を加速踏飯より離して、發動機の運轉を緩め次

に、左足にて、聯軸踏飯を踏みつけて之を分離せしむべし。此の如くするも、尙ほ停止せずして前進するが如きことあらば、右足にて制動踏飯を踏みつけて齒止をかけ、變速柄を中立の位置に直し其の全く分離したるを確かめたる上、聯軸踏飯より、足を離すべし。

### 自動車の後進法

自動車を後進せしむるには、十分に之を停車せしめたる上、聯軸器を分離せしめ變速柄を右へ動かして、更に前へ押しつけ再び聯軸器を嚙合はしめて、前進のときと同じく、加速踏飯を踏み、發動機を回轉せしむ。自動車の全く停止せざる内に、決して、之を後進せしむべからず、何となれば、自動車は、一時に前進後退すること能はざるものなるを以て、其の未だ全く停止せざるに、之を後進せしむるが如き無謀のことをなせば、意外に損害を惹起すものなるを以てなり。

### 應急停車法

若し火急の事に際會し、突然自動車を停止せしむるの必要生じたる場合には、聯

軸器踏板と、制動踏板とを踏みつくと同時に、右手を以て、緊急制動機を引きつくべし。由來自動車は、火急の外は、決して、急に之を停止せしむべからず。何となれば、突然之を停止せしむれば、護謨輪を破損せしむるのみならず機構全體を損傷するを以てなり。自動車停止につき、運転手の心得おくべき良法は、成るべく制動踏板と聯軸器踏板を使用せず、加速装置にて、之を操縦すること之なり。

發動機の停止法

發動機を停止せしむるには、点火開閉鈕を押しこむと同時に、手動節氣柄を始動の位置に置き置くべし。此の如くすれば、發動機は、十分に瓦斯を吸ひ込みて之を氣筒内に蓄積するを以て、再び自動車を始動するに當り、直ちに發車せしむることを得るものなり。又自動車より下車するときは、閃火柄は始動の位置に戻し、緊急制動柄は之を引きつけ置き、且点火開閉器は、下車時間の長短に拘はらず、必ず錠をおろし置くべし。發動機の回轉を止めずして、決して下車す

滑走

ることなかれ、之れ無益に瓦素倫を消費するのみならず、兒童等の惡戯に因りて傳動聯動機を啣合はしめ、不慮の椿事を醸すは、常に見聞する所なるを以てなり。長き坂路を下るときは、發動機を制動機に代用するを以て、適法なりとするのみならず、寧ろ之を奨励すべきことなり。而して、發動機を制動機に代用するには点火開閉鈕を押しこみ、節氣弁を十分に開くべし。此の如くすれば發動機は、点火せざる瓦素倫を多量に吸入すると共に、氣筒内に之を壓搾するに因り、自動車の速力は、之が爲めに、抑止せらるゝものなり。

上り坂始動心得

自動車を操縦するに當りては、往々、上り坂にさしかかりて、之を始動するを要することあり。斯る場合には、前記の如く發動機を始動せしめ、次に緊急制動を解放し、足踏制動機にて車を停止せしめて、聯動機を換へ、聯軸器踏板と制動

踏板フットペダルをば漸次に緩めながら、手動節氣弁ハンドスロットルバルブを開きて瓦素倫を多量に氣管内に吸入せしめ、以て發動機の速力を増さしむべし。此の如く、發動機を停止せしめず、應急制動機を弛むると同時に聯軸器を啮合はしめんが爲め、聯軸器踏板クラッチペダルと、制動踏板ブレーキペダルとを一時に作動せしめんとするには、多少の實驗を要すと雖も、少しく經驗を積みめば、左程の困難なくして、容易に之を實行し得るものなり。

#### 横滑スキッピング

急に制動機ブレーキをかくるか、又は曲角を廻り、若くは滑かなる人道を疾走するに當りては、自動車は、得て、横滑りするものなるが、是れ、後車軸は、自動車が回轉する爲めに、遠心力の作用を受くると同時に、突然其の牽引力を失ふが爲めに起るものにして、後車輪の兩端は、之が爲めに、急に曲線カーブの外側へ跳ねかへさるゝに因るものなり。今車の横滑するを避けんと欲せば、徐々に之を運轉するに若くはなしと雖も、若し横滑りを起したる場合には、直に制動機ブレーキを解放し、變向輪ステアリング・ホイールをば、車の横滑する方向へ回轉すべし。

#### 發動機エンジンの空轉

自動車靜止し、發動機エンジン空轉するときには、必ず、急に節氣弁スロットルを開き、又は之を開きたるまゝに爲し置くべからず、此の如くすることを、發動機エンジンの空轉と稱す。而して發動機の冷へ居る際に、之を空轉せしむる程、危害を及ぼすものなきを以て寒中始動する際には、殊に注意せざるべからず、何となれば、自動車は、遠距離を駛走したるが爲めに破損するよりも、靜止中、發動機を空轉せしむるが爲めに破損するもの多きを以てなり。

#### 速力に就て

自動車を運轉するには、始めは、必ず緩速力にて之を運轉すべし、假令運轉術に熟達したる後たりと雖も、非常なる高速力にて駛走するは、危険なるを以て、決して、血氣に任せ、無闇に疾走するが如きことあるべからず、而して、未熟の運轉手には、平坦なる道路を走るに、一時間十五哩乃至二十哩の速力にて十分なるを以て、決して好奇心に驅らるゝことなく、必ず先づ種々の道路と、群衆雜沓の

場所を、巧みに操縦する方法を學ばざるべからず。

道路取締規則

左の道路取締規則は米國各州及び加奈陀の大部分に適用せらるゝ所なるも、尙ほ参考の爲めに之を記述し置くを以て、運轉手諸士にして能く之を心得置かれんには、裨益する所蓋し尠少にあらざるべし。

第一條 駛走中、自動車と行違ふときは、必ず、互に右方へ轉回すべし。

第二條 駛走中、他の自動車を追ひ越さんとするときは必ず、左側を通過すべし。

第三條 曲角を右へ旋回せんとするときは、成るべく右側の溝渠若くは邊石に近接して駛走すべし

第四條 曲角を左へ旋回せんとするときは、旋回する前に、道路若くは街の路交叉點を通過し、然る後左折すべし。

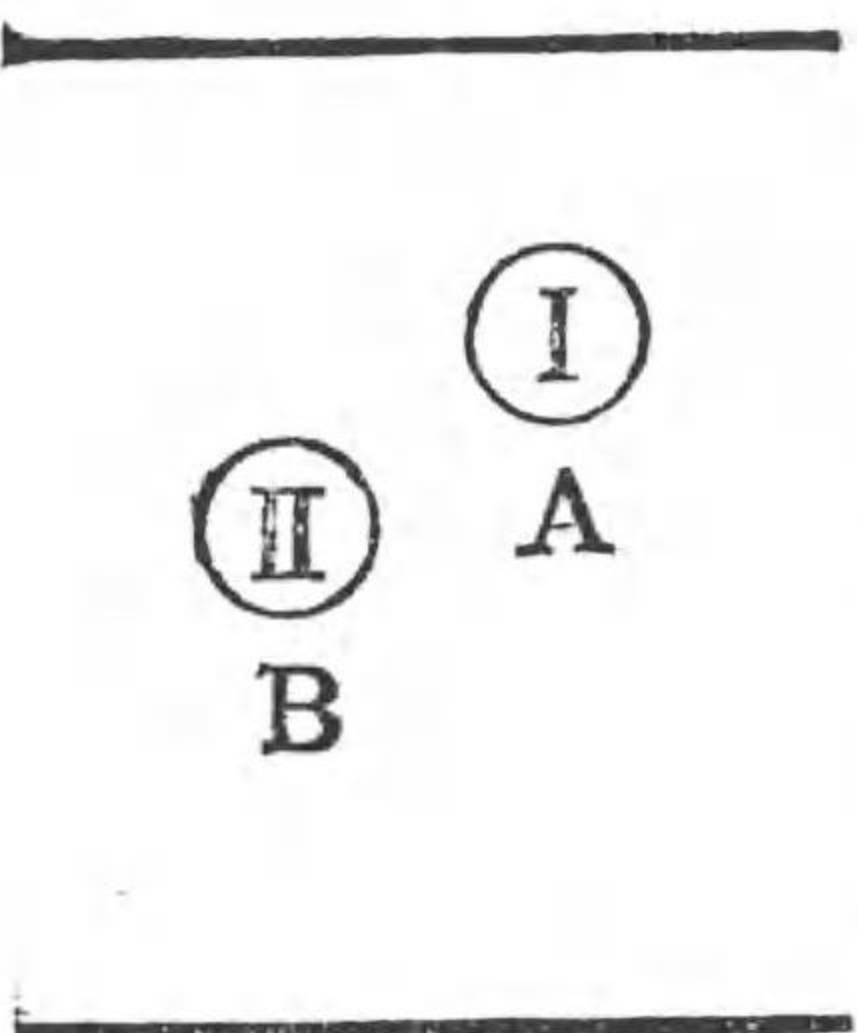
第五條 自動車を停止せしむるときは、必ず其の右側をば、右方の邊石に密接

せしめて停止すべし。

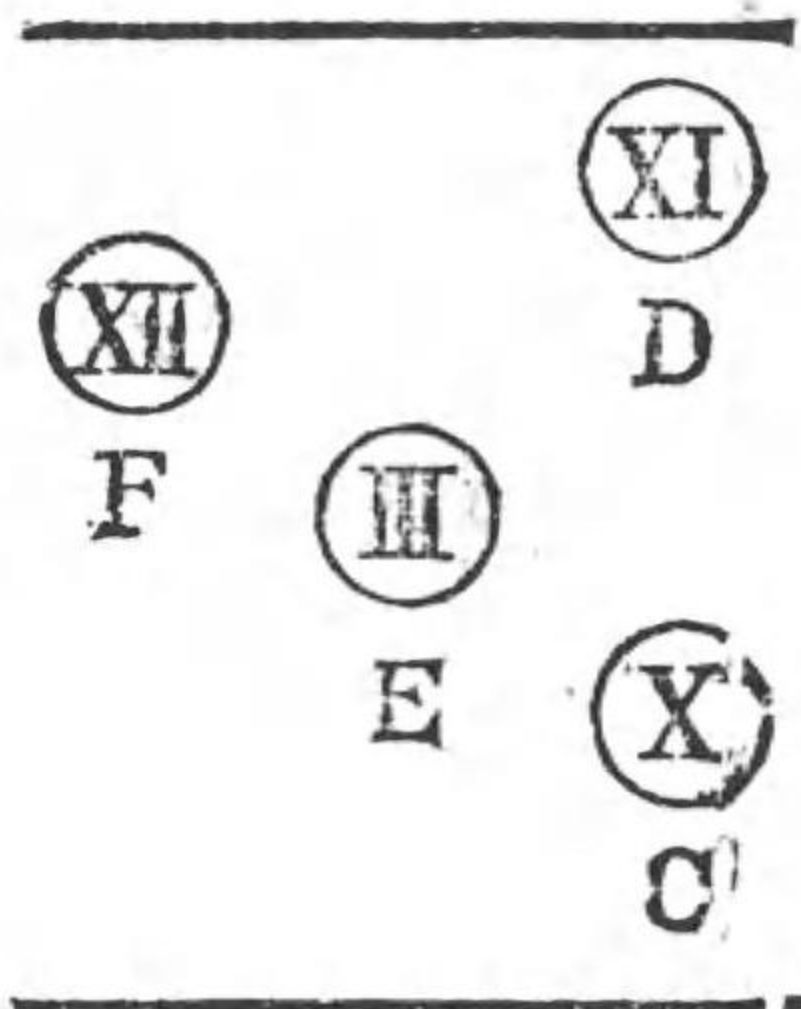
◎プロトス號操車法並に受験時の必要事項

試験法改正の結果警視廳の受験用貸與自動車中の其一である、プロトス號は獨逸シーメンス社製で前進四段後退一段の「ダブルコンクラッチ」である、受験者中自分で車を二臺も持參して甲種試験を受くる人は別として、貸與自動車で受験する人々は是非此の車の操車をも心得て置かなければならぬ拙著問答集に同車操車法の要點を述べて置いたが、更らに受験者が受験當時試験官の質問に對する必要事項と並に運轉方法に就て詳述して置ふ

一、ダツシユの裝置説明



A ガソリンプレシツシャーゲージ  
B オイルゲージ



C 時計 D ダツシユランプ

E スピードメーター

F スキツチ

A

「ガソリンタンク」より氣化器内に「ガソリン」が送られてあるかを知る器である、「ダツシユポート」の下部に装置しある手動ポンプに依り「ゲージ」の(2)の所迄で針端が上れば適當である、始動後は發動器に取付けある「ピストンポンプ」により後部「ガソリンタンク」に壓縮空氣を送り「ガソリン」が流出する装置なり

B

「オイルプレツシャージェ」自動車を運轉せんとするに於て最も注意を要するのは此の油が發動機内に完全に注油されてあるか否か之れを容易に知る爲めのゲージでプロトスに於ては「クランクシャフト」各部「メタル」に對する供油方は「カムシャフト」は上部より噴霧式に依り供油し又「タイミングチェーン」も同様方法に依り供油さる即ち之等の供油法がどの位の壓力に依り各部の供油力を示しつゝあ

るかを知るのである

茲に注意を要するは「クランクケース」内の油の有無を知るには發動器の横下部に

「フロート」式の油量計が取付けあり二の赤線迄では常に注油し置く事

又「ケース」内に「オイル」の有るにも抱はらず「ゲージ」の上らぬ事がある之れは最も注意して調査を施さなければ大なる失敗を招く事となるから注意を要する

此の場合先づ第一に調べる所は「タベットケース」の横にある「プレツシャージェ」(B)へ送らるべき「バイプ」を取離して油が湧出するか否かを調べ油の湧出力が相當の勢ひを以て出する様なれば「ゲージ」の破損か又は「バイプ」内に塵埃附着の爲めか何れかの故障を發見すべし

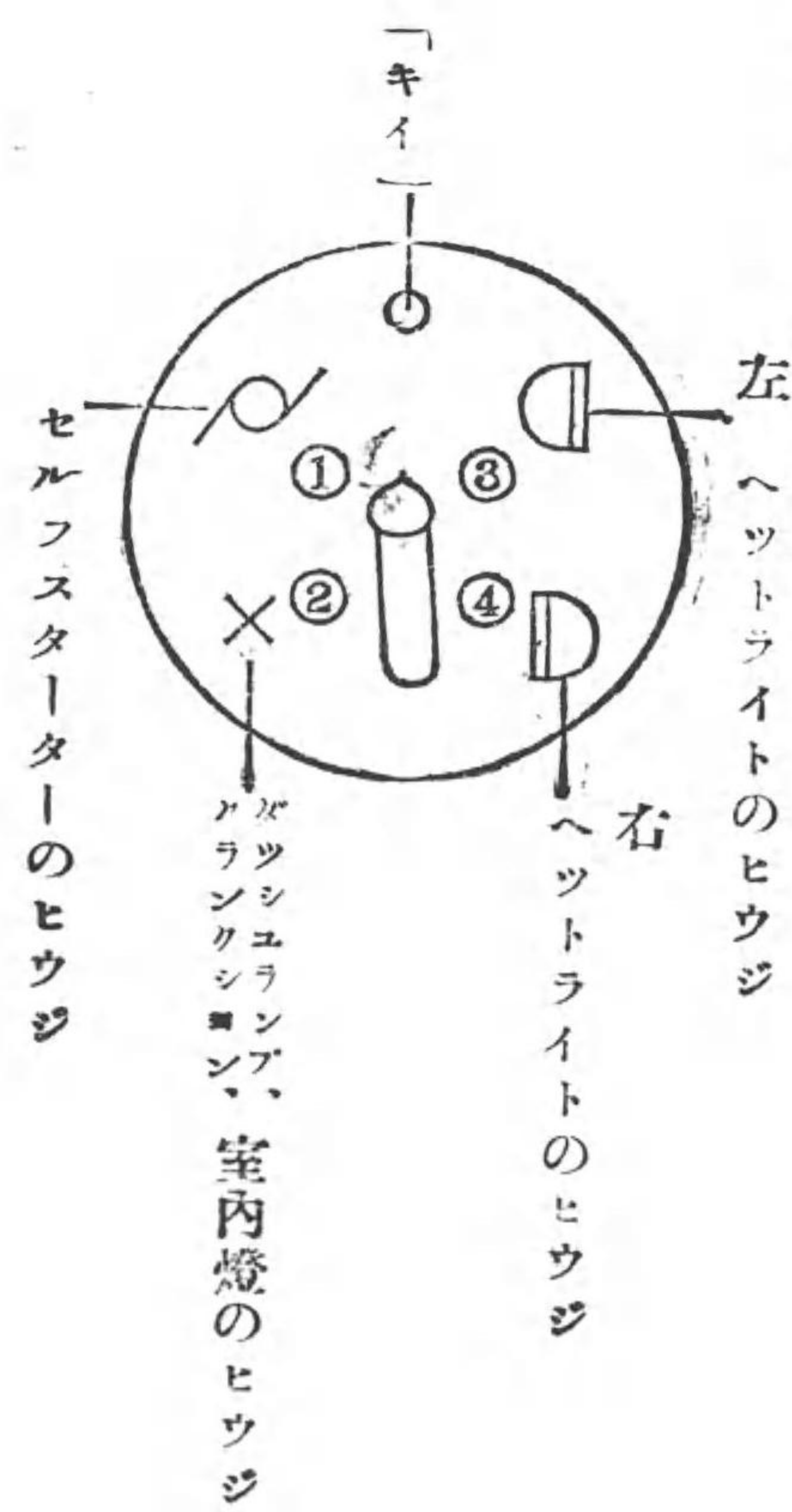
第二方法としては「クランクケース」の下部にある「ギヤポンプケース」を取調べなければならぬ此場合「ケース」も「ギヤ」も容易に取り離す事を得べし

「ポンプケース」の間隔「パッキング」の良否又「ギヤ」の間隔(濾油器)の良否を調べ少しにても「ポンプケース」の間隔があつてはならぬ、若し間隔を發見したる場

合は新しき「バッテリー」を取替へ或は齒車が磨滅し居るを發見したならば（カウンタ―）車軸の「ギヤ―」を以て取換への必要がある、斯くする時は「オイルゲージ」の機能は完全に現はれる  
時計之れは別に説明を施さず

F E D C

「ダツシユランプ」夜間AよりDに至る各器の能力を照す爲めの「ランプ」なり  
「スピードメーター」之れは「ケーブル」線に依り「プロペラシャフト」に取付たる  
「ブリーリー」より「スプリングチェン」に連結廻轉され毎分時「キロメーター」にて表示す  
「スキツチ」の略圖に付説明すべし



- (1)はダツシユランプ及クランクシヨウ客室點燈
  - (2)はジムランプ、タ方等に用ゆるスモールランプ
  - (3)はオールライト 全部の點燈
  - (4)はヘッドライトの點燈
- 各線は皆「ヒウジ」を經過して配線したるに依り若し配線途中に於て故障を生じたる時は運轉座席より直ちに「ヒウジ」にて發見し得べし

始 動 法

第一に運轉臺の「ガツリン」栓<sup>コック</sup>を開き速度變換「レバー」を「ニュートラル」の位置にし「セルフスターター」の「スキツチ」の鍵を右に廻し「スターター」の鉸を押と同時に發動機<sup>モーター</sup>の回轉を始む

速 力 變 換 法

「ファースト」より「セコンド」に至る速度變換方法は出来る限り力を入れずに徐やかに「レバー」を入れる事

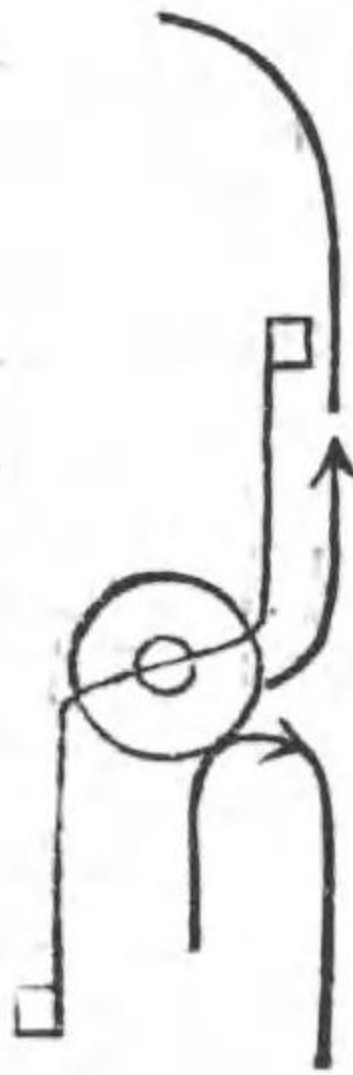
	1	3
B	2	4

即ち「ファースト」より「セコンド」に入れる時は前進二、三、間の間に  
行ふ事が適當である

此の場合「ファーストギヤー」を離す時は腕の力を要するが「セコン  
ド」に變へる時は手首の加減で力を減じて「セコンド」に入れる事

二より三より 三より 二より 三より 二より 三より 二より 三より 二より 三より  
それが米國製の車と著敷違ふ點で比較的六ヶ敷いのである熟練を要す  
る點である即ちプロトスは「ポールチェンヂ」と違つて可動式「チェンヂ」である丈けに  
幾分の困難を伴ふのである

二より三に變へるには二の齒車で約五六間走行したる後變へる様になると比較的樂に  
出来るのである此の場合も



一より二へ移すと同時に右圖に示す如く◎の所迄では腕の力を用ひ◎より上は手首の  
力を入れる様にする事

governer.  
トハ 差込 Hratlle  
lever, 差せ

三より四に入れる時は(一)より(二)に入れると同様である試験當時に良く坂道でや  
らせる所の走行中「トップ」より「サード」に下す場合は「ダブルクラッチ」を使用して調  
節し「トップ」より一旦「ニュートラル」の位置に戻しそれから「クラッチ」を離して「ア  
クセル」を多く吹かすと同時に直ちに「クラッチ」を切り「サード」に入れる事此の間の  
動作は就も迅速に行はるゝ事に依り音響を發せずして進行する事となる坂道で方向變  
換の場合又は「フートブレーキ」を使用して前進せよと云ふ場合は「ハンドル」の下に  
「ダブナー」があり「アクセル」同様に開き夫れから「ブレーキ」を緩めずに「クラッチ」を  
徐々に離し其時「クラッチ」に摩擦音響を耳にした時始めて「フートブレーキ」を離して  
同時に「アクセル」を踏むべし此場合車が僅かの後退でもやれば不合格となるから後退  
せざる様に「アクセル」と「クラッチ」の調子に注意を要する

上坂時の運轉法

平地走行時に時て相當の力を有するが如くも坂路に差しかゝると發動機に無理を生ず  
るに至る此の場合此の無理を軽減する爲めに低速「ギヤー」の力を以て登坂する試験の

時などは特に此の點に注意を要す

即ち平地十五哩位の速力「トツブ」で走行し坂路にかゝるや隋力の消へない中に「サー  
ド」「ギヤー」に入れ變へて登坂し平地に至り「サード」より「トツブ」に換へる此の時は  
比較的人れ易いが「トツブ」より「サード」に落し變へる時が少々困難である此の場合は  
どうしても「ダブルクラッチ」を使用せなければならぬ

下り坂運轉法

之れは自動車に依り又人に依り色々な方法を用ひられて居るが普通「フードブレーキ」  
を踏みながら徐行しつゝ下坂するのだが突差の場合は「フートブレーキ」丈けではを用  
なさぬ事がある是非共「エンジンブレーキ」が何時でもかけ得る用意をして居る事が大  
切である

又一方法としては「サイドブレーキ」を半分迄で締めて「フートブレーキ」を徐々に踏  
みつゝ下坂するのも良法であるが最も安全なのは「エンジンブレーキ」である、即ち  
「エンジンブレーキ」とは「エンジン」の壓縮力を反對に應用し制動作用に利用したるも

のにして其操作方法は「スロットルレバー」を閉ぢ「イクニツションレバー」を極度に  
「レタード」し變速「ギヤー」を低速嚙合となし「クラッチ」を入れたまゝ「スキッチ」を開  
き「エンジン」の爆發を停止し居る状態なり

◎法規試験問答 (大正十三年五月以降十四年二月度)

問 安全地帯のある電車の側方を通過せんとする場合守るべき事項を記せ

答 安全地帯のある電車の側方を通過せんとする時は安全地帯内を通過すべからざる  
は勿論絶えず音響器を鳴らし徐行し其左側を通過すべし但道路の状況に依り左側  
通行不可能の場合は此限りにあらず(廳令第三十七條ノ五、十一ノ二、十一ノ三  
道路取締令第五條)

問 試運轉せんとする場合の手續如何

答 試運轉其他の目的にて一時道路に於て自動車を使用せんとするときは左の事項を  
具し自動車所在地の所轄警察署に願出で許可を受け車輛の前後両面各中央部に同  
署附與の標板を掲示すべし。



- (一) 出願者の住所氏名(法人にありては其名稱、事務所を在地及代表者氏名)
- (二) 目的
- (三) 運轉時間
- (四) 運轉手氏名

前項の標板は試運轉終了後直ちに之れを返納すべし(廳令第十五條)

①

問 運轉手の住所を變更したる場合の手續を述べよ

答 運轉手の住所を變更したる場合は五日以内に届出で免許證の訂正を受くべし(廳令第三十條)

問 自動車中幅員三間以下の道路を警察官吏の承諾を得ずして通行し得るものなるや  
 答 車輛の全長十尺全幅五尺以内の自動車は其全幅の三倍以上の幅員の道路を通行することを得(廳令第四條)

問 特定免許證と特種免許證との區別を擧げよ

答 特定免許證を有するものは特定の自動車にあらざれば運轉することを得ず

2.5  
 6/11/25  
 答 問

特種免許證を有するものは特種の自動車を運轉することを得(廳令第十五條)

問 道路中駐車すべからざる場所及び警戒すべき場所四ヶ所を擧げよ

答 交通の妨害となるべき場所に駐車すべからず(廳令三十七條の十三)

道路の交叉點、曲角、隧道、橋梁に駐車すべからず(道路取締令第十一條)

(イ) 廳令第四條の但書に依り承諾を得たる道路、交通頻繁の場所、街角、橋上坂路又は公園内を通行し若は道路を横斷するときは絶えず音響器を鳴らし徐行

すべし(廳令第三十七條の六)

(ロ) 小學校の附近に於て兒童多數登校又は退校するを認めたるときは特に徐行

すべきこと(廳令第三十七條の六の二)

(ハ) 番人の配置なき鐵道又は専用軌道の踏切を通過せんとするときは危険なき

ことを確認したる上通行すべし(廳令三十七條の八)

(ニ) 停留場に停車せる電車に接近したる時は音響器を鳴らし徐行し且其乗客の乗降に危険なき様避讓し又は停車すべし(廳令第三十七條十一の三)

問 道路取締令に依る自動車の重量高さ及び積載定量は如何に制限せらるゝや

答 車體の重量を合せ千四百貫以下高さ荷臺より八尺、上地より十尺を超ゆるべからず

積載定量を超過し又は外側に著しく突出して貨物を積載すべからず但警察署の許可を受けたる場合は此限りにあらず此場合に於ては車上賭易き箇所に其旨表示すべし(廳令第十五條、道路取締令第十三條第十四條)

問 車庫内に於て危険防止上運轉手の心得置くべき事項を記せ

答 一、車庫内にての給油は安全車槽又は地下埋設鐵製油槽に連絡せる漏曳の虞なき

唧筒管に依るべし車庫内にて車體の掃除に揮發油を使用すべからず

二、車庫内には適當數量の消火器又は消火砂を備ふべし

三、車庫内に於ては安全なる燈火の外火氣を使用すべからず。

車庫内に於ては喫煙を禁じ且つ賭易き箇所に其旨標示すべし(廳令二十九條の

五、六、七)

問 自動車の構造上心得置くべき事項を記せ

答 一、轍は護謨製のものたるべきこと但貨車にありては地方長官の定むる所に依り

之れに異なるものを用うる事を得

二、各獨立に作用すべき二箇以上の制動機を備ふべきこと

三、變速機を備へ且運轉手の賭易き箇所に速度計を備ふべきこと

四、蒸氣瓦斯又は油其他爆發性若は可燃性のものを容るゝべき置、管及氣筒竝に

電氣装置は堅牢に作り漏曳又は危険の虞なきものたるべきこと

五、運轉に際し甚しき騒音を發し又は有臭若は有害の瓦斯若は煤煙を多量に發散

せざる構造たるべきこと

六、車輛の重量八百封度以上の自動車は短半徑を以て容易に方向を轉じ及逆行し

得べき装置を有すべき事

七、適當の音響器を備ふべきこと

八、車輛の前面には二箇以上後面には一箇以上の相當光力を有する燈火を備へ後

Book No.

六六  
汽笛

面燈火は運轉手の座席より消燈し得ざる様装置すべきこと

九、原動機、爆發性若は可燃性のものを入るゝ匱又は管、氣笛及柄、制動機變速機及換向機、電氣装置「電路を除く」車臺車體の構造装置を變更したる時は地方長官の検査を受くべし

十、車輛の全長は十八尺二寸以内全幅七尺以内高さ地上より十尺以内たるべきこと

と

十一、昇降口には堅牢なる踏段を設け且つ車體外へ突出せしめざることを。

十二、蒸汽力を用ふるものにおいて運轉手の踏易き箇所に壓力計及水準計を備ふべきこと

十三、音響器は軟調の喇叭音を發するものたるべきこと

十四、前面燈火は車輛の左右兩端に之れを取付け前方十五間の距離に於て地上四尺以下を照射すべき装置たるべきこと

十五、後面燈火は後部踏易き箇所に之れを取付け車輛番號を照射すべき方面は無

色レンズ後方を照射すべき方は赤色レンズを用ひ其他は光線の漏曳を防ぐべき装置たらしむべきこと

十六、車室内には燈火の設備をなすべきこと

十七、營業用自動車の客座は一人に付幅員一尺二寸以上たるべきこと（内務省令

第四條第七條、廳令第六條）

問 道路の幅員制限は如何

答 自動車は市部にありては幅員四間未満郡部にありては幅員三間未満の道路を通行すべからず

但車輛の全長十尺全幅五尺以内のものは其全幅の三倍以上の道路を通行することを得

但警察署又は警察官吏の承認を得たる場合は前項の規定に拘らず通行することを得（廳令第四條）

問 左記の場合に付知る所を述べ

六八

△ (イ)前車を追越さんとする場合

(ロ)停留場を通過する時

(ハ)一時道路に留め置く時

(ニ)カーブ通過の時

答 (イ) 前車を追越さむとする時は音響器を鳴らし其右側を通行すべし此場合電車に對しては其左側を通行すべし但軌道の位置に依り通行不能の場合は此限りに在らず(廳令第卅七條ノ十一、十一ノ二)

(ロ) 停留場に停車せる電車に接近したる時は音響器を鳴らし徐行し且其乗客の乗降に對し危険なき様避讓し又は停車すべし(廳令第三十七條ノ十一ノ三)

(ハ) 交通の妨害となるべき場所に停車すべからず(廳令第卅七條ノ十三) 道路の交叉點曲角隧道又は橋梁等に駐車すべからず(廳令第十一條)

(ニ) 街角右折は大廻り左折は小廻りを爲すべきこと(廳令第三十七條ノ七)

○ 問 運轉手免許證及び就業停止せらるゝ場合如何

答 (一) 自動車に依り人を傷害し又は物件を損壞したる時

(二) 精神病者、聾者、啞者又は盲者となりたる時

(三) 地方長官に於て不適當と認めたるもの

(四) 取締令又は取締令に基きて發する命令に違反したるとき (内務省令第廿七條)

問 乗合自動車の乗車に對し遵守すべき事項を記せ

答 (一) 車内に於て喫煙すべからざること

(二) 進行中昇降し又は肢體を車外に出すべからざること

(三) 車内に於て放歌喧噪其他人々の迷惑となるべき行爲を爲すべからざること

(四) 臭氣を發散し其他人々の迷惑となるべき手荷物又は畜類等を携帶乗車すべからざること(廳令第三十八條)

○ 問 運轉中徐行すべき處を擧げよ

答 (一) 自動車取締令第四條の但書に依り承認を得たる道路、交通頻繁の場所、街角橋上、坂路又は公園内を通行し若は道路を横斷するときは音響器を鳴らし徐行すべし

(二) 小學校の附近に於て兒童の多數登校又は退校するを認めたるときは特に徐行すべし

(三) 停留場に停車せる電車に接近したる時は音響器を鳴らし徐行し且其乗客の乗降に危険なき様避讓し又は停車すべし

(四) 馬匹に近づくときは速度を緩め恐怖せしめざる様注意すべきこと (廳令第卅七條 六、六ノ二、十一ノ三、十三)

(五) 警察官吏に於て舉手其他の方法を以て停車を命じたる時は直ちに停車すべし

問

運轉手就業中遵守すべき事項五つを擧げ

答 (一) 免許證を有せざるものに自己の職務を委託すべからざること

(二) 服裝の定あるものは制服を着用すべきこと

(三) 警察官吏の求めありたるときは免許證を提示すべきこと

(四) 酒氣を帯び又は喫煙すべからざること

(五) 警察官吏に於て舉手其他の方法を以て停車を命じたる時は直ちに停車すべし

問 自動車速度の制限を記せ

答 自動車の最高速度は一時間十六哩とす (省令第三條)

幅員六間未滿の道路にありては一時間十二哩以下たるべきこと

幅員三間未滿の道路にありては一時間八哩以下たるべきこと

積載定量一噸を越ゆる貨車は幅員六間以上の道路にして人家連檐の場所を通行する場合は一時間十四哩以下たるべきこと

前號の貨車にして午前零時より日出迄の間に於て人家連檐の場所を通行する場合は一時間八哩以下たるべきこと (廳令第五條)

Handwritten calculations: 16, 1.6, 1.6, 1.6, 23.6

問 左記の場合如何にすべきか

- (イ) 牛馬に接近したる時
- (ロ) 神輿葬儀に出會ひたる場合
- (ハ) 電車停車場附近に接近したる時
- (ニ) 自動車並行の時

答 (イ) 牛馬に接近したる時は速度を緩め恐怖せしめざる様注意すべきこと (應令第三十七十二)

(ロ) 神輿、葬列に對しては避讓すべし (應令第三十六條)

(ハ) 停留場に停車せる電車に接近したる時は音響器を鳴らし徐行し乗客の乗降に危険なき様避讓し又は停車すべし (應令第三十七條十一ノ三)

(ニ) 他車と並行し又は競争すべからず (應令卅七條ノ九)

問 運轉手就業中遵守すべき事項五ツを挙げよ

答 (一) 夜間は正規の燈火を點じ規定の光力を保持すべきこと但空車の場合又は幌

車にして幌の全部若は側面を開放したる場合は車室内の燈火を點せざることを得

(二) 車輛の構造装置に付危険を防止するに必要な注意をなすこと

(三) 消防機械進行の際は停車若は避讓し其進路を開くべきこと

(四) 出火其他群集の場所を通行すべからず

(五) 安全地帯を通行すべからず

問 如何なる車輛を自動車と云ふか

答 原動機を用ひ軌道に依らずして運轉する車輛を自動車と謂ふ

問 運轉中遵守すべき事項五ツを記せ

答 (一) 應令第四條但書の承認を得たる道路、交通頻繁の場所、街角、橋上、坂路又は公園内を通行し若は道路を横斷するとき、小學校附近に於て多數兒童の登校又は退校するを認めたる時、停留場に停車せる電車に接近したる時は音響器を鳴らし徐行すべし

- (二) 街角右折は大廻り左折は小廻り爲すべきこと
- (三) 番人の配置なき鐵道又は専用軌道の踏切を横斷せんとする時は危険なきことを確認したる上通行すべし

(四) 他車と並行し又は競走すべからず

(五) 自動車二輛以上連行する時は前車に對し十間以上の距離を保つべきこと

問 免許證を返納すべき場合

答 左の場合は免許證を返納すべし

- (一) 免許を取消し又は就業を停止せられたる時
- (二) 免許の有効期間を經過したる時
- (三) 運轉手死亡し又は行衛不明となりたる時は其雇主、戸主又は家族に於て前項の手續をなすべきこと

問 速度計及び哩メーターは何んの爲めに付けるか

答 運轉手の踏易すき箇所に速度計を備ふべきこと(省令第四條ノ五)

自動車取締令に依り速度を制限せられ居るが故に正確に速度を測定するため速度計を備ふること必要にして哩メーターは車輛の手入又は貸自動車に於て料金計算上走行哩を知るに必要なり

問 十六、十二、八哩をキロメートルに直せ

答 十六哩 二五、七四四米強

十二哩 一九、三〇八米強

八哩 一二、八七三米強

問 瓦斯倫の取扱上火災を防ぐべき注意を記せ

答 車庫内に於ては車體の掃除に揮發油を使用すべからず

車庫内に於ける給油は安全車槽又は地下埋設鐵製油槽に連絡せる漏洩の虞なき唧筒管に依るべし

揮發油取扱中火氣を近づけざること、揮發油を入るゝ匱又は管は漏洩の虞なきものたるべきこと

問 自動車の燈火装置に付知る所を記せ

七六

答 前面燈火は車輛の左右兩端に之を取付け前方十五間の距離に於て地上四尺以下も照射すべきこと

後面燈火は後部略易き箇所に之を取付け車輛番號を照射すべき方面は無色レンズ後方を照射すべき方面は赤色レンズを用ひ其他は光線の漏洩を防ぐべき装置たるべきこと (廳令第六條五、六)

後面燈下は三十間の距離に於て明瞭に車輛番號を認め得べき光力を有すべきこと (省令第二十三條)

車室内に適當なる燈火を設備すべきこと (廳令第六條ノ七)

但空車の場合又は幌車にして幌の全部若は側面を開放したる場合は車室内燈火を點せざることを得 (廳令第三十七條六、但書)

問 左記事項に解答せよ

(イ) 電車停留所附近を行する時

(ロ) 前車を追越さんとする時

(ハ) 道路を横斷する時

(ニ) 自動車を一時道路に駐め置く時

(ホ) 諸病人の運搬に際會したる時

答 (イ) 停留場に停車せる電車に接近したるときは音響器を鳴らし徐行し且其乗客の乗降に危険なき様避し又は停車すべし

(ロ) 前車を追越さんとするときは音響器を鳴らし其右側を通行すべし

前項の場合電車に對しては其左側を通行すべし但軌道の位置に依り通行不能の場合此限りに在らず

(ハ) 道路を横斷するとき絶えず音響器を鳴らし徐行すべし

(ニ) 交通の妨害となるべき場所に停車すべからず

道路の交叉點、曲角、隧道又は橋梁等に停車すべからず

(ホ) 諸病人運搬に際會したる時は避讓すべし (廳令三十七條の十一、十二、十三)

七七



十三(道路取締令第十一條、第六條)

②

問 自動車に依り人を傷害したる時の處置を問ふ

答 自動車に依り人を傷害し物件を破壊したる時は運轉手は直ちに其運轉を停止すべし。

前項の場合に於て運轉手其他の従業員は被害者の救護其他に付必要なる應急の措置を爲すべし但警察官吏在るときは其指示に従ふべし

運轉手其他の従業員は前項の措置を了し且本人、雇主、自動車使用者の氏名住所(法人に在りては其名稱、事務所々在地)及車輛番號を警官官吏に申告し警察官吏在らざる時は被害者若は其同伴者に同一事項を通告するに非ざれば自動車の運轉を繼續することを得ず

前項後段の規定に依り自動車の運轉を爲したる時は運轉手其他の従業員は遲滯なく前各事實を警察官吏に申告すべし

乗用者は運轉手其他の従業員が前項の措置を爲すに付之れを妨ぐることを得ず。

省令第二十五條)

問 トラックの速力制限を記せ

七十一頁 參 照 の 事

問 トラックの積載重量制限を述べ

答 トラックの積載重量は車體の重量を合せ千四百貫を越めることを得ず(道路取締令第十三條)

②

問 一定の路線又は區間に依る自動車の乗客に對し如何なる事を守らせるか

答 (イ) 車内に於て喫煙すべからざること

(ロ) 進行中昇降し又は肢體を車外に出すべからざること

(ハ) 車内に於て放歌喧噪其他他人の迷惑となるべき行爲を爲すべからざること

(ニ) 臭氣を發散し其他他人の迷惑となるべき手荷物又は畜類等を携帶乗車すべからざること

問 制限未滿の道路を通行する時の注意

答 制限未滿の道路を進行せんとする時は警察署又は警察官吏の承認を得たる後絶えず音響器を鳴らし徐行すべし (廳令第四條、第卅七條ノ六)

問 運轉手の就業中遵守すべき事項五つを述べよ

答 (イ) 前車を追越さんとするときは音響器を鳴らし其右側を通行すべし此場合電車に對しては其左側を通行すべし且軌道の位置に依り通行不可能の場合は此限りに非らず

(ロ) 停留場に停車せる電車に接近せるときは音響器を鳴らし徐行し且其乗客の乗降に危険なき様避護し又は停車すべし

(ハ) 馬匹に近づく時は速度を緩め恐怖せしめざる様注意すべきこと

(ニ) 交通の妨害となるべき場所に停車すべからざること

道路の交叉點、曲角、隧道橋梁等に停車すべからず

(ホ) 運轉手臺を離るべからざること但已むを得ず其位置を離るときは危害防止に必要な注意をなすこと (廳令第三十七條)

問 警視廳令に於て自動車の速力制限を問ふ

七十一頁 参照 の 事



問 左記の場合に付知る所を述べ

(イ) 神輿葬列に出會ひたるとき

(ロ) 牛馬に出會ひたるとき

(ハ) 一時自動車を道路に駐め置くとき

(ニ) 鐵道踏切りを横斷するとき

(ホ) 自動車二輛以上進行するとき

答 (イ) 神輿葬列に對しては避讓すべし

(ロ) 馬匹に近づくときは速度を緩め恐怖せしめざる様注意すべきこと

(ハ) 交通の妨害となるべき場所、道路の交叉點、曲角、隧道、橋梁上等に停車すべからず

(ニ) 番人の配置なき踏切又は専用軌道の踏切を横斷せんとするときは危険なき

ことを確認したる上通行すべし

(ホ) 自動車二輛以上連行するときは前車に對し十間以上の距離を保つべきこと

問 免許證面記載事項に変更を生じたる場合如何にすべきや

答 免許證面の記載事項に変更を生じたる場合は五日以内に届出で免許證の訂正を受くべし

問 免許證を有せざるもの自動車を運轉し得る場合を問ふ

答 受験當日當該官廳の呼出狀を携帶して試験場に往復する場合は運轉する事を得(警視廳令取締施行細則第卅一條第一項)

問 運轉手就業中遵守すべき最も重要な事項五以上を列擧すべし

- 答 一、免許證を有せざる者に自己の職務を委託すべからず
- 二、服裝の定めある者は其制服を着用すべき事
- 三、警察官吏の求めありたる時は免許證を提示すべきこと
- 四、酒氣を帯び又は喫煙すべからず

五、警察官吏に於て擧手其他の方法を以て停車を命じたる時は直ちに停車すべし

六、夜間は制規の燈火を點じ規定の光力を保持せしむべきこと、但し空車の場合又は幌車にして幌の全部若くは側面を開放したる場合は車室内燈火を點せざる

ことを得其他(警視廳令施行細則第卅七條參照の事)

問 道路幅員測定方法を問ふ

答 道路の幅員は歩車道の設けある道路にありては車道の幅員其の設けなき道路にありては溝渠を除きたる幅員を謂ふ(警視廳令第三條參照)

問 左記語の意義を説明すべし

問 (イ)地方長官、(ロ)車體、(ハ)特定自動車、(ニ)特種自動車

答 (イ)は各縣々知事東京府にありては地方長官の職務は警視總監之を行ふ(内務省令第卅七條)

(ロ)は車臺の上部構造装置を謂ふ、(ハ)特定自動車とは番號及び自動車種名特定

のものに限り運轉し得るもの

(ニ) 特種自動車とはサイドカー附自動自轉車又はオートバイ等を謂ふ

當廳令に於て自動車の速力と道路幅員の關係は如何に制限しあるや

問 自動車の速度は左の各號の制限を超過すべからず

- 答
- 一、幅員六間未滿の道路にありては一時間十二哩以下たるべき事
  - 二、幅員三間未滿の道路にありては一時間八哩以下たるべき事
  - 三、積載定量一噸を越ゆる貨車幅員六間以上の道路にして人家連檐の場所を通行する場合にありては一時間十四哩以下たるべきこと
  - 四、前號の貨車にして午前零時より日出迄の間に於て人家連檐の場所を通行する場合にありては一時間八哩以下たるべきこと
- 道路幅員關係左の如し
- 一、市部にありては幅員四間未滿郡部にありては幅員三間未滿の道路を通行すべからず

但し車輛の全長十尺幅全五尺以内のものは其全幅の三倍以上の幅員の道路を通行することを得

警察官署又は警察官吏の承認を得たる場合は前項の規定に拘はらず通行することを得

◎ 構造學試驗問答 (大正十三年五月以降 十四年二月度迄)

甲問 點火時期遅れ過ぎる原因のある理由を述べよ

答 混合氣が點火せられたる時少しの時間も要せず全部爆發燃焼するものとすれば壓縮衝程の終り即ち活塞が死點に達したる時點火する様點火時期を一定すれば可なれども實際は必ず點火延火爆發等の順序を経過し多少の時間を要するものなり今假りに爆發室に壓縮せられたる混合氣が全部爆發するに點火後二百四十分の一秒を要するものとせば一分間千八百回轉する發動機は一秒間三十回轉するが故に一衝程をなすに要する時間は六十分の一秒となり二百四十分の一秒間に四分の一衝程をなすこととなりピストンが壓縮衝程の頂點に達したる時點

火するとすれば發生馬力の四分の一を損失する事となる故に死點に達する四分の一衝程前に點火する様點火時期を定むるを要す低速進行より高速進行にうつりたる時又は登坂に際しチェンヂギアの嚙合を變更したる時の如きは點火時期の後れ過ぎ易き場合なり

甲問 左記の箇所給油の必要程度を問ふ

- (イ) 乾燥したる多盤式クラッチ
- (ロ) ウェット多盤式クラッチ
- (ハ) プレーキバンド
- (ニ) コンミテーターのブラシユ
- (ホ) 發電子軸承
- (ヘ) 配電機ローラー(アーム)
- (ト) コンダクトブレーカー

答 (イ) 乾燥したる多盤式クラッチは其作用粗くなりたる時少量の給油をなし

革を柔軟ならしむ量多きに過ぐる時はスリツプするに至る(例パツカード車)

(ロ) ウェット多盤式クラッチは油中にて回轉するもの故常に良質の油を缶中に充滿し置くを要す(例フォード車)

(ハ) 注油の必要なし

(ニ) 二百五十哩位走行する毎に揮發油にて清洗しワセチリン又はダイナモオイルを薄く塗布す

(ホ) マシンオイル毎日二三滴

(ヘ) 二百五十哩位走行する毎にダイナモオイル二三滴

(ト) ローラーコンダクトブレーカーを用ひしものは二百五十哩位走行する毎にダイナモオイル二三滴

ブラチナコンダクトブレーカーを用ひしものは給油の必要なし

甲問 濃厚なる排氣を防ぐにはどんな注意をしなくてはならぬか

(一) 濃厚なる排氣を防ぐには左の注意を要す

- (イ) 混合氣の混合割合を正しくす
- (ロ) 點火時期を整しくし混合氣の不完全なる燃焼を防ぐ
- (ハ) 滑油の量多過ぎざる様にし且つ良質のものを使用す
- (ニ) オーバーヒートせしめざる様注意すること
- (ホ) 氣筒内にカーボンの堆積せざる様注意する事

甲問 混合氣の濃度を自動的に調節する装置を擧げよ

答 氣化器には機關の回轉速度増大するにつれ混合氣中の揮發油の混合割合過多となるを防ぐた自動空めに氣辨ありて吸入速度増加する時はスプリングの彈力に打勝ち辨を開き此所より空氣を吸入しリツチミツクスチユアとならざる様自動的に調整す

甲問 蓄電池取扱上注意すべき事項を問ふ

答 蓄電池取扱には左の注意を要す

(イ) 過放電をなさざる事

(ロ) 電液蒸發減少したる時は極板が沈むまで蒸溜水を補充す

(ハ) 電液の比重を量り各セルの比重を一定し置く事

電液の比重は完全に充電されたる時一、二九〇—一、三二〇なり

(ニ) 兩極は常々清潔ならしめ且極及取付部にはワセリン又はグリースを塗りて其酸化を防ぐ

(ホ) 急激なる放電なさざる事

甲問 バキユタンクの瓦斯倫を吸込れつゝある各辨の作用を述べよ

答 バキユームタンクは上下兩室に分たれ上室は收容室にして下部は空氣室なり上室にはフロートを臧し管を通じて吸入多岐管、ガソリン貯藏タンクに連りエアベントにより外氣に通ず  
 エアベント及吸入多岐管に至る管にはバルブありフロートに關連して働く、フロートが一定の度に昇る時は吸入多岐管に至る管のバルブ閉ぢエアベントのバルブ開きフロート下降する時は吸入多岐管に至る管の辨開きエアベント

# ガソリンエンジンの弁閉づ

九〇

上室より下室に弁をへだて、連り弁は上室に入るを防ぐ様に作用す下室は管により氣化器に通じエアベントを経て常に外氣に連るフロート下降し吸入多岐管のバルブを開きエアベントのバルブを閉づる時は吸入衝程上にあるピストンの吸入作用の爲に上部の室内に眞空を發生し其眞空により上下兩室間のバルブを閉ぢ而してガソリンをメンタンクより上部室内に吸ひ上ぐ  
上室に吸ひ込まれたるガソリンは上室内のフロートを上昇せしめ一定の度に達するや吸入多岐管に通ずるバルブを閉ぢエアベントのバルブを開く  
エアベントのバルブ開かれ上室の眞空を失ふや下室に連る弁開きガソリンは忽ち下部空氣室に流下し管を通じて氣化器に流入す

甲問

エンジン、レース(カラマツリ)(急速空回轉)は如何なる害ありや

答

エンジンをレーシングせしめる時は多量の滑油を爆發室に送りプラグを汚しミスファイヤーの原因となり又は機構にゆるみを生じ、バルブ、クランクシ

ヤフト、ピストン、ガシヨンピン等を破損せしむることあり

甲問

サイドスリップ、はどんな場合に起り易きが

答

サイドスリップは次の如き場合に起る

- (イ) 滑かなる路面に於て方向を轉せんとし又はブレーキを使用せる時其ブレーキの作用が左右其力を異にせる時
- (ロ) 急激なる方向轉換をなせる時
- (ハ) 兩車輪の路面抵抗の異なる時
- (ニ) 後車輪の一が軌道に入りたる時轉向装置を操作すれば軌道に入りたる車輪は軌道の方向に進まんとしてサイドスリップすることあり

甲問

シリンダー内にカーボンのたまらざる様注意如何

答

シリンダー内ニカーボンの蓄積するを防ぐには

- (イ) 良質の滑油を使用すること
- (ロ) 滑油量過多ならざること

(バ) オーバーヒートせしめざるごと

(ニ) 氣化器を調整し點火時期を正しく混合氣の不完全なる燃焼を防ぐ

甲問 瓦斯倫供給装置の種類を擧げよ

答 瓦斯倫供給装置の種類次の如し

(イ) 重力給油装置

(ロ) 壓力給油装置

(ハ) 真空給油装置

甲問 セルフスターターの操作及び操作方法及び操作方の注意事項

答 (イ) チエンヂギヤレバーをニュートラルの位置に置く

(ロ) 制動機を緊める

(ハ) 開閉器を閉す

(ニ) スロットルレバーをスターティングポイントに置く

(ホ) イグニツションレバーを極度にレタードする

以上の準備を終りたる後始動開閉器を閉じ機關を回轉せしむ

機關始動したる時は直ちに始動開閉器を開きスロットルレバーを少し開きスバ  
トクレバーを適當の位置までアドバンスにせしめ低速回轉せしむ

甲問 瓦斯倫の著敷性質及び取扱上の注意を述べよ

答 瓦斯倫は常温にて氣化し易しく引火點極めて高し

瓦斯倫取扱中火氣を近づけざる様すべし

瓦斯倫を入るゝ櫃、管、器具は漏洩の恐なきものを用ふべし

甲問 エンジンブレーキ操作方の制動作用及び之を利用する場合を問ふ

答 エンジンブレーキは急坂降下の際制動機の補助としてエンジンの壓縮を制動

作用に利用したるものにして其操作法はスロットルレバーを閉じイングニツ

ションレバーを極度にレタードし變速ギヤを低速嚙合となしクラッチを入

れたるまゝスキッチを開きエンジンの爆發を停止し降坂す

降坂し終りたる後は車の陪力の消えざる内にスロットルレバーを少し開きス



ノック

キツチを閉づれば始動す

甲問 瓦斯倫タンクのキャップに小孔あるもの又なきものは如何なる理由か

答 重力給油装、置真空給油装置、を採用せる燃料供給装置のタンクのキャップには小孔ありて外氣と連絡す

加壓式燃料供給装置を採用せるものはタンクのキャップに小孔なし。

甲問 四氣筒機關爆發順序を問ふ

答 四氣筒の爆發順序は左の二種とす

一二四三、一三四二

甲問 排氣多量にして濃厚なる場合の理由如何

答 排氣多量にして濃厚なる場合は

(イ) 混合氣中の揮發油の量過多なるとき

(ロ) 點火時期不正なるため混合氣の不完全なる燃焼をなすとき

(ハ) 滑油不良か又は其量の過多なるとき

(ニ) 過熱の結果滑油の燃焼するとき

(ホ) 氣筒内に煤炭堆積したる結果滑油の燃焼するとき

甲問 點火時期の調制方如何

答 點火時期は發動機の回轉に應じ進め或は遅くし爆發瓦斯の最高壓力が丁度ピ

ストーンが第一起點に達し將に下降衝程に向はんとする時に起る様にしなけれ

ばならぬ點火時期は混合氣の性質落重の輕重に依り變化す

點火時期の調整はスデアリングハンドルに附しあるスバークレバーに依り操

作せらる

點火時期を進め過ぐればノックし回轉を減少するが故にノック音なく最大回

轉を發するまで點火時期を進む

坂路を昇る際は荷重の増加の爲點火の時期進み過ぎノック音を生ずるが故に

レタードするを要す機關の回轉を減少せしむる目的にてレタードすべからず

かくするときは點火時期後れ燃料の發生効力を減少し燃料を浪費す

甲問 クランクシャフトギヤードカムシャフトギヤードの歯数の比を問ふ

答 クランクシャフトギヤードの歯数一に對しカムシャフトギヤードの歯数二の比をなす

甲問 自動車に震動の生ずる原因を記せ

答 自動車に震動を生ずる原因は

- (一) 機關の爆發不整のとき
- (二) 機關の取付ゆるみたる時
- (三) 機關のコンプレッション不同のとき
- (四) タイヤードのバンクせる時
- (五) スプリング、ハブ等の破損せし時

甲問 左の作用に付知る所を記せ

- (イ)自動空氣バルブ
- (ロ)瓦斯倫バルブ

(ハ)エヤーヒター

答 (イ)自動空氣バルブは自動的に混合氣の空氣の供給量を加減する装置にして其空氣バルブは張力が加減されるスプリングにより其シートに支持せらるゝ弁あり機關の回轉増加し吸入氣壓がスプリングの張力に打勝ち自動的に開き空氣を混合室に送る

(ロ) 瓦斯倫バルブは揮化器のスプレーノズルより混合室内に噴出する揮發油の量を加減する爲の装置なり

(ハ) 燃料の氣化を容易ならしむるために氣化器に送る空氣を温むる装置なり

甲問 コードの接續又は取付の場合どんな注意を要するか

答 コードの取付は清潔に且しつかりとなすこと

外部に露出し居る始動點燈點火装置等の凡ての電線は裸線又はショートの憂なき様注意すること必要にて被覆電線は外部より見故障なき様にて被覆物内部に於て切斷さるべきことあり此は電線が俄に曲られ又は過度の震動を受

るによりて起るものなるが故にかゝる恐なき様注意を要す電線の蓄電池端子  
に取付らるゝ點はワゼリン又はグリースを薄く塗り酸化を防ぐべし

甲問 エンジンのノックする原因となるべき事項如何

答 エンジンのノックする原因は

- (イ) 氣筒中爆發せざるものある時又は爆發力不同の時
- (ロ) コンプレッション不同の時
- (ハ) バルブの開閉不充分なるか又はバルブ機構の破損せる時
- (ニ) クランクピン又はガヂヨンピンのゆるみたる時
- (ホ) イグニッションをアドバンスし過ぎたる時
- (ヘ) オーバーヒートせる時

甲問 クランク、ケースのオイル入換方法如何

答 機關を始動し温まりたる後ドレーンコックより油を流出せしめ石油を投入し  
スキツチを開きクランクハンドルにて四五十回轉しドレーンコックよりよく

排除したる後新しきモビルオイルを注入しハンドルにて二三十回轉し然る後  
機關を始動せしめ漸時低速回轉をなさしむ

甲問 マフラー内に爆音を發する原因を配せ

答 (イ) シリンダー中にミスファイヤーし居るものある時

(ロ) リツチミツクスチユアーの時

(ハ) イグニッションをレタードし過ぎたる時

以上の理由に依り燃燒せずしてマフラー内に出でたる混合氣がマフラー内に  
て排氣の熱により引火爆發するによる

甲問 ブレーキの種類を擧げよ

答 ブレーキには左の如き種類あり

- (一) 外方制動機 (壓縮式)
- (二) 内方制動機 (擴張式)

甲問 ラジエターの水は如何なる水を入れるか

答 ラジエーターには雜物混合せざる軟水を注入す

甲問 ヘッドライトの取扱上注意すべき事項

答 ヘッドライトは照點を合せ十五間の距離にて四尺以下を照射する様に調整す

甲問 クランクケースに煙の出ずるは如何なる場合か

答 クランクケースに煙の出ずるは滑油の質不良なるかピストンリング破損又はシリンダーウォールの磨損により爆發氣がクランクケース内に進入し滑油を過熱せしめ又はオーバーヒートせる時起る

甲問 氣化器内に爆音を發するは如何なる場合か

答 氣化器内に爆音を發するは

- (一) インレットバルブの閉不完全又は破損したる時
- (二) イグニッションをアドバンスし過ぎたる時
- (三) オーバーヒートにより早着火せし時
- (四) リーンミクスチャーの時

等の原因により吸入氣に着火するによりて起る

甲問 混合瓦斯の濃厚過ぎたる時如何にして調節するか

答 混合瓦斯の濃厚に過ぎたる時はニートルバルブを時計の針と同方向に廻し機關が最高回轉に達するまで閉す

甲問 四氣筒一千回轉するに何回爆發するか

(六氣筒の場合八氣筒の場合)

答 氣筒一千回轉に對する爆發回數は左の如し

- 四氣筒.....二千回爆發
- 六氣筒.....三千回爆發
- 八氣筒.....四千回爆發

甲問 エンジンのカブリを振る理由如何

答 エンジンのカブリを振るは機關取付部の緩みたる時、ミスファイヤーし居る時、フライホイールの弛緩、クランクシャフトベアリングの弛緩、又は磨滅、シ

リンドーウオールの磨滅等によりて起る

甲問 エンジンのノックする原因となるべき事項如何

答 エンジンのノックする原因は

(イ) 氣筒中爆發せざるものある時又は爆發力不同の時

(ロ) コンプレッション不同の時

(ハ) バルブの開閉不充分なるか又はバルブ機構の破損せる時

(ニ) クランクピン又はガヂョンピンのゆるみたる時

(ホ) イグニッションをアドバンスし過ぎたる時

(ヘ) オーバーヒートせる時

甲問 高速廻轉軸には如何なる滑油を使用するか

答 高速廻轉軸には極く軟かきグリース又はシリンドーオイルを使用す

甲問 差働装置は何故必要なるか

答 自動車は曲線進行をなす場合外側の車輪は内側車輪より走行距離大なり自動

車の後輪は發動機によつて積極的に回轉せらるゝものなるが故に自動車を運轉せしむる部分と關係なく各種の速度にて回轉し得る装置を要す此目的の爲めに差働装置を使用す

甲問 制動機の完全に働きをなす必要條件を問ふ

答 制動機が完全なる働きを爲すためには左の注意を要す

(イ) ブレーキドラム或はブレーキシユアの磨損し居らざること

(ロ) 制動機操作機構が磨損或は破損し居らざること

(ハ) ブレーキライニングの磨損し居らざること

(ニ) 制動機磨擦面が常時は離れ操作したる時充分緊着する様調整す

甲問 左記の場合に於て點火器瓦斯倫の調製方如何

(イ) 始動せんとする時

(ロ) 平坦なる道路を高速にて走行する場合

(ハ) 急阪を登る時

(ニ) 空回轉せしむる時

答 (イ) 始動せんとする時

イグニツションレバーを極度にレタードしスロットルレバーをスターティング  
ポイントに置く

(ロ) 平擔なる道路を高速にて進行する場合は

スロットルレバーを適當の速度に留め置く

イグニツションレバーをノックせざる程度まで進める

(ハ) 急坂を登る時

重荷により變化する各速度に應じイグニツションレバーをノックせざる程度  
に操作しスロットルレバーを適度に開く

(ニ) 空回轉の時

スロットルレバーを低速回轉に留めイグニツションレバーをノックせざる程  
度までアドバンスす

甲問

アース及びショートサーキットとは如何なる事か

答

サーキットを造る時に車體を導線の代りに利用し一のターミナルに連接す此

場合車體にアースせりと云ふ

被覆の破損或は他の導體のために電流が途中に於てサーキットを造りたる時

ショートサーキットせりと云ふ

甲問

汽筒内にカーボンの溜る理由如何

答

シリンダー内にカーボンの溜るは

(イ) 滑油不良のため

(ロ) 滑油量過多のため

(ハ) ピストンリングの不良

(ニ) シリンダーの磨損

等のためにシリンダーの爆發室に入りたる滑油が燃焼する爲又は混合氣の不  
完全なる燃焼、オーバーヒート等の爲なり

甲問 スパーク、プラグのギャップを記せ

答 スパークプラグのギャップは六十四分の一時位を適度とす

甲問 四氣筒爆發順序を如何にして知るか

答 第一氣筒が壓縮衝程の時第二氣筒のインレットバルブ開き居る時は此機關の爆發順は一二四三にして第一氣筒の壓縮の時第二氣筒のバルブ閉ぢ居る時此機關の爆發順は一三四二なり

甲問 ラヂエターのカバーは如何なる爲めか

答 ラヂエターのカバーは冬期冷却水の温度を加減するために使用する

甲問 登阪に際してカットアウトするは如何なる理由か

答 登阪に際しカットアウトするはマフラーにて消音の爲め浪費せらるゝ動力を有効に使用せんとするためなり

甲問 真空槽の作用を説明せよ

答 第八十九頁参照の事

甲問 左の事項につき知る所を記せ

(イ) 「オートマチック、リレー」

(自動繼續器)

(ロ) 「コイルノバイブレーター」

(誘導線輪振動器)

(ハ) 「オイルゲージ」

(油壓計)

(ニ) 「サモスタード」

(整温器)

答 (イ) オートマチック、リレーは發電機と蓄電池との間にありて發電機の手雷が蓄電池の電力より大となりたる時コンダクト接觸し蓄電池に電流を送り起電力衰へたる時はコンダクト開き蓄電池より蓄電機に電流の逆流するを防ぐ

- (ロ) コイルのバイプレターはコイルの一次線の電流の断続をつかさどる
- (ハ) オイルゲージはルブリケーションの完全なるや否やを知るための装置
- (ニ) サーモスタートは冷却装置に附加し冷却水の温度を一定に保つための装置なり

甲問 任意の「カープレター」に付其作用を説明せよ

答 氣化器のフロートチェンバーに溜りたる揮發油はスプレーノズルより混合室に出で機關の吸入作用により流入する空氣と混合し混合瓦斯を氣笛内に送るフロートチェンバーにはフロートありフロート室内の揮發油面が定油面より減すればフロート下りフロートバルブ開きタンクより瓦斯倫を供給され定油面に達すればフロート上りバルブを閉ぢ瓦斯倫の供給を断つかくして常にフロートチェンバー中の瓦斯倫量を定油量に保ちスプレーノズルより混合室に入る瓦斯倫量を一定に保つスプレーノズルにはニートルバルブあり瓦斯倫の噴出量を調整し得

又自動空氣弁ありて機關の回轉速度の増大するにつれ自動的に開き混合室に空氣を送り混合瓦斯の空氣量を自動的に加減す

甲問 左記に掲ぐるものは如何なる作用をなすべきか

- (イ) 配電盤の作用を説明せ
- (ロ) 「インダクションコイル」の作用を説明せよ
- (ハ) 「タイマー」の作用を問ふ

答 配電盤は發火栓に至る電流を機關の爆發順に従ひて送る装置なり

(ロ) インダクションコイルの一次線に電流が通する時コアに磁氣を生じバイプレターを引きつけ其接觸面を離し一次線の電流を断つ然る時はコアは磁氣を失ひバイプレターを離しバイプレターのポイント再び接觸し一次線に電流を通す

バイプレターの接觸面離れ一次線の電流を断ちたる時二次線に高壓電流を發生す



(ハ) タイマーはスパークが發動機の運轉中一定の時間に發生する様一次回線を開閉せしめる作用を爲す

甲問 「クランクケース」にオイルの多き時は何故わるいか

答 クランクケースの中のオイルの量過多なる時はエンジンの回轉するにつれ多量のオイルが爆發室に出でプラグを汚し、其發火を不能ならしめ又は燃燒して濃厚なる排氣を出し爆發室にカーボンを蓄積し、オーバーヒート、バルブ閉塞不完全、壓縮減少、動力減退、エンジン磨損等の原因となる

甲問 自動車の電氣裝置に於て如何なる時に「シヨート」するか

答 導線破損したる時又は導體が兩極に接觸したる時シヨートす

甲問 蓄電池の取扱方を述べよ

答 第八十八頁参照の事

甲問 混合氣量を加減する裝置に於て「フオード」と「ピツク」の差を述べよ

答 フオードはスロットルレバーによりてのみ混合氣量を加減し得ピツクはスロ

ットルレバーにより始動時低速回轉高速長距離進行等の際其混合氣量を加減

し足踏のアクセレターありて隨時の速度の變化に對し混合氣量を加減す

甲問 エンジンブレーキ操作方法制動作用及び之れを利用する場合如何

答 第九十三頁参照の事

甲問 左の裝置は何を加減するか

(イ) 「スロットルレバー」

(ロ) 「ニウドルバルブ」

(ハ) 「エヤーバルブ」

答 (イ) エンジンに送る混合氣の量を加減する裝置なり

(ロ) 氣化器の混合氣中の揮發油の混合量を加減する裝置なり

(ハ) 混合氣中の空氣の混合量を加減する裝置なり

甲問 點火時期の不適當は何故支障を來すや

答 坂路を昇る時は荷量増加の爲め點火時期進み過ぎ「ノック」音を生ずるが故に

「スパークレバー」を「レタード」するを要す

即ち機關の回轉速度を減少せしむる自的にて「レタード」すべからずかくする時は點火時期後れ燃料の發生効力を減少し隨て燃料を浪費するに至る

點火時期は發動機の回轉に應じて之を進め或は遅れしめ氣筒内の爆發瓦斯の最高壓が丁度ピストンが第一起點に達し將に下降衝程に向はんとする時に起る様にしなければならぬ即ち點火時期は混合氣の性質又は荷重の輕重に依り變化す

點火時期を進め過ぎる時は「ノック」をなし回轉を減少するに依り「ノック」音なく最大回轉を發する迄で點火時期を進めしむ

甲問 ミックスチュアー混合割合を調整する必要があるは如何なる場合か

答 氣化器には機關の回轉速度増大するに従ひ混合氣中の揮發油の混合割合過多となるを防ぐために「オートマチックエヤーバルブ」自動空氣辨ありて吸入速度増加と共に「スプリング」の彈力に打勝ち辨を自ら開き此所より空氣を吸入

し「リツチミックスチュアー」とならざる様に調整作用をなす

然らざれば「エンジン」の過熱を起し易く着火時期遅れ又燃料の浪費多し

甲問 左のものは如何なる目的で設けるものか

(イ) 自動空氣弁

(ロ) サーモスタット

(ハ) オートマチックリレー

答 (イ) 自動空氣「バルブ」は自動的に混合氣の空氣供給量を加減する装置にして其空氣「バルブ」は張力が加減される「スプリング」に依り其「シート」に支持せらるゝ弁あり機關の回轉増加に伴ひ吸入氣壓が「スプリング」の彈力打勝ち自動的に開閉して混合室内の空氣を加減す

(ロ) 「ラジエター」の水の入口より分岐したる筒所に金屬製にて提灯型をなし内部に液化し易き瓦斯體を充填して温度上昇すれば膨脹し自ら弁を閉じ「ラジエター」より來る水量を減じて「バイパスバルブ」を通過せしめ温度下降す

れば收縮して弁を開き機關の冷却温度をして一定に保ち得べき装置なり

(ハ)「オートマチックリレー」は發電機と蓄電池との間にありて發電機の起電が蓄電池の電力より大となりたる時「コンダクト」接觸し蓄電池に電流を送り起電力衰へたる時は「コンダクト」開き蓄電池より發電機に電流の逆流するを防ぐ爲めなり

中問

磁石發電機にて蓄電池に充電し得ざるは何故か

答

マグネットは「アルタネチーブカーレント」即ち交流電波にして其電波が十極と一極と交互に流電する爲めチャージし得ざるなり

問

左の個所に注油の必要ありや否や

- (イ) コンクラッチ
- (ロ) コンミターターブラシユ
- (ハ) プレーキバンド
- (ニ) ドライイジスタクラッチ

答 (イ) は適當のグリース油

(ロ) は二百五十哩走行する毎に揮發油にて清洗しワセリン又はダイナモオイルを薄く塗布す

(ハ) は注油の必要なし

(ニ) 「ドライイジスク、クラッチ」即ち乾盤式クラッチなるが故に其作用粗くなりたる時少量の油グリースを塗布する位にて決して多く塗布すべからず

甲問

點火時期を進め過ぎたる爲めノックを感ずる事あるは如何

答

一、極端に火花發を進め過ぐる時は早點火となる

二、點火時期は發動機の回轉速度増加と共に進め速度低減の場合には遅するものとす、即ち爆發瓦斯が最高壓力にてピストンが第一起點に達し將さに下降衝程に向はんとする時に起る様にしなければならぬと同時に點火時期は混合氣の性質荷重の輕重に依り變化す  
點火時期を進め過ぐればノックし回轉を減少するが故にノック音なく最大回

轉を發するまで點火時期を進めしむ

甲問 發爆順序一二三なる機關の第二氣筒が排氣衝程の時第四氣筒は如何なる衝程にあるべきか

程にあるべきか

答 第二氣筒排氣の場合第四氣筒は爆發衝程なり

甲問 左のもの働きを説明せよ

(イ) 自動空氣弁(オートマチックエアバルブ)

答 自動的空氣バルブは自動的に混合氣の空氣の供給量を加減する装置にして其空氣バルブは張力が加減されるスプリングに依り其シートに支持せらるゝ弁あり機關の回轉増加し吸入氣壓がスプリングの張力に打勝ち自動的に開き空氣を混合室に送る装置なり

甲問 自動電路切斷器(オートマチックリレー)

答 オートマチックリレーは發電機と蓄電池との間にありて發電機の起電が蓄電池の電力より大となりたる時コンダクト接觸し蓄電池に電流を送り起電力衰

へる時はコンダクト開き蓄電池より發電機に電流の逆流するを防ぐものことす

甲問 「エンジンブレーキ」の制動力は何んで生ずるか

答 エンジンブレーキは急坂降下の際制動機の補助としてエンジンの壓縮を制動作用に利用したるものにして其操作法はスロットルレバーを閉ぢイクニツシヨンレバーを極度にレタードし變速ギヤを低速嚙合となしクラッチを入れたるまゝスキッチを開きエンジンの爆發を停止して降坂す

甲問 ガソリンが真空槽に吸ひ込まれつゝある時の各弁の開閉如何

答 氣火器には機關の回轉速度増大するにつれ混合氣中の揮發油の混合割合過多となるを防ぐために自動空氣弁ありて吸入速度増加する時はスプリングの彈力に打勝ち弁を開き此所より空氣を吸入しリツチミクスチュアとならざる様自動的に調整作用をなす

甲問 十六哩は約幾キロメートルか

答 二五、七四キロメートル



甲問 四衝程四氣筒機關の爆發順序を問ふ二通りを擧げよ

答 一二四三、 一三四二、

乙 甲問 クランクケースに「オイル」を入れ過ぎたる時は如何なる支障を來すや

答 クランクケースに「オイル」の入過ぎたる時はエンジンの回転するにつれ多量のオイルが爆發室に出でプラグを汚し其發火を不能ならしめ或は「オイル」燃焼して濃厚なる排氣を出し爆發室にカーボンを蓄積しオートバートヒートとなり又バルブ閉塞不完全のため壓縮力減少し隨て動力減退しエンジン磨損等の原因を來す

甲問 點火栓の適當なる間隙如何

答 スパークプラグのギャップは六十四分の一吋即ち十錢銅貨通過する位の間隙を適當とす

甲問 冬期ラジエターにアルコール又はグリセリンを混入することあるは何んの爲めか

答 冬期は水套及びラジエターの水が自動車格納中結氷する事がある之れを防

止する爲めアルコール又はグリセリンを混入して置く時は結氷點迄で達しない爲めである

3 甲問 揮發器にて爆音を發することあり其理由を説明せよ

答 キャッププレターに爆音の發するは逆火バックファイアの時にしてシリンダー内の排出瓦斯が未だ全く排出し切れざる間に新たに吸入されんとする混合氣に着火し吸入多岐管及びキャッププレター内に火焰逆入し爆音を聞く事あり此の場合稀薄混合瓦斯又は弁調整法が不完全なる爲めなり

4 甲問 混合氣が不完全燃焼となるは如何なる缺陷により易きか

答 (一) 瓦斯倫の不良

(二) 壓縮力の不充分なる時即ち各弁及び弁座の缺陷

(三) スパークレバーを極端に進め又は遅れしめたる爲め

甲問 同じ電池に付兩極より「コード」を其まゝ接続せしめて放電せしむるとモーターを回轉せしめて放電せしむるとは何れが早く蓄電を失ふか

答は早し遅しの理由簡單に記せ

答 モーターを回轉する方早く蓄電を失ふ蓄電を氣力を機械力に更へたるものが

モーターなるが故に之れにも電力を要す即ち蓄電を失ふ事早き譯なり

甲問 クラッチの種類を擧げよ

答 コネクタラッチ 圓錐形式 プレートクラッチ 圓板式

マルチプルクラッチ 多盤式 シングルクラッチ 單板式

甲問 高壓電氣點火栓の種類を擧げ及び各種の組織中に含まるゝ装置の名稱を列擧

せよ

答 單一火花栓及び複火花栓の二種とす

單一火花栓は二個の金屬尖端をシリンダーの燃燒室内に取付け其中一方は雲母等を以て絶縁して固定し他方は絶縁をせず動かし得る様に装置したものに於て電源と火花線輪と此の兩尖端と機體の一部とを連結し一方カムシャフトの廻轉に連結せる配電器ディストリビューターに依り機關の廻轉速度に従ひ循環配電作用をなし火

花を發せしむ

複火花栓は大型シリンダーに用ひらるゝものにして燃燒爆發力を大ならしむるにあり

高壓點火装置に要するは電池振動片付線輪及整時器

電池振動片付線輪及配電器

電池無振動片線輪及單一火花發生器等なり

左のものは何んの爲めにあるものか

(イ) コンプレッションコックレリーフコック

(ロ) ビストンリング

(ハ) エギゾーストカットアウト

答 (イ) コンプレッションコックはミクシチア即混合氣の濃薄を見別け又エンジンエンジンの冷却せる時にスタートを早める時少量のガソリンを注入す  
或は爆發状態の調整等に用ふ

(ロ) ピストンリングは氣筒と唧子の氣密を保ち瓦斯の漏洩を防止する爲めのものとす

(ハ) 「エキゾーストカットアウト」は排出多岐管とマフラーとの間に取付けたる弁にして爆發瓦斯がマフラーを通過せしめず大氣中に放出せしむる装置なり其目的とする所はエンジンの馬力能率を増加せしめ登阪の際又は高速度走行或は荷重等の場合に用ふ

6 甲問

ガソリン機關に普通使用せらるゝ燃料供給法の種類を擧げよ  
各種のものには其装置の概略を説明せよ

答 一、重力式 (二) 壓力式 (三) 真空式の三種とす

一、重力式とはガソリンタンクがカーブレター即ち氣化器より高き位に装置せられ其重力に依り自然的に流出供給するものなり

二、壓力式は氣筒内の排出衝程を利用しガソリンタンク内上部の空氣を壓縮なし其壓力に依りカーブレターに流出供給する装置なり

欠

# 欠

氣裝置等ハ堅牢ニ作り漏洩又ハ危険ノ處ナキニシタルベキコト

▲五、運轉ニ際シ甚ダシキ騒響ヲ發シ又ハ右臭氣、若ハ有害ノ瓦斯若ハ煤煙多量ニ發散セザ造ル構クルベキコト

▲六、車輛ノ總重八百封度以上ノ自動車ハ、短半徑ヲ以テ容易方向ヲ轉ジ及逆行シ得ベキ裝置ヲ有スベキコト

▲七、適當ナル音響器ヲ備フベキコト

▲八、車輛ノ前面ニハ、二個以上、後面ニハ一個以上ノ、相當光力ヲ有スル燈火ヲ備へ後面燈火ハ運轉手ノ座席ヨリ消燈シ得ザル様裝置スベキコト

第五條 營業用又ハ自家用ノ爲メ自動車ヲ使用セントスル者ハ主タル使用地ノ地方長官ニ願出テ検査ヲ受クベシ

商品トシテ自動車ヲ所持スル者ハ自動車所在地ノ地方長官ノ検査ヲ受クコトヲ得検査ハ合格シタルトキハ検査ノ證明ヲ爲シ、車輛番號ヲ指示ス

検査證明ノ爲検査證ヲ交付セラレタルトキハ、車體内部ニ之ヲ標示スヘシ



▲第六條 自動車ノ主タル使用地ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨後ノ使用地ノ地方長官ニ届出テ更ニ車輛番號ノ指示ヲ受クヘシ

検査ニ合格シタル自動車ヲ讓受又ハ相續シタル者ハ其ノ旨主タル使用地商品トシテ讓受又ハ相續シタルモノニ在リテハ其ノ所在地、商品トシテ讓受又ハ相續シタルモノニアリテハ其ノ所在地、地方長官ニ届出ツヘシ其主タル使用地商品トシテ讓受又ハ相續シタルモノニアリテ其使用地ノ検査ヲ受ケタル地ト異ナルトキハ、更ニ車輛番號ノ指示ヲ受クヘシ

▲第七條 自動車構造装置ニシテ、左ノ各號ノ部分ヲ變更シタルトキハ更ニ地方長官ノ検査ヲ受クヘシ

▲一、原動機

▲二、爆發性若クハ可燃性ノモノヲ容ルヘキ櫃、管

▲三、氣筒及曲柄

▲四、制動機變速機及換向機

▲五、電氣裝置(電路ヲ除ク)

▲六、車體

▲七、車輪

第八條 検査ニ合格シタル自動車ニ非サレハ、使用スルコトヲ得ス。但シ地方長官ノ定ル所ニ依リ検査又ハ試運轉若ハ運搬ノ爲メ、一時自動車ヲ使用スルハ此限ニ在ラス

第九條 當該地方長官ハ定期又ハ臨時ニ自動車ノ検査ヲ行ヒ必要ト認メタルトキハ使用ノ禁止ヲ命スルコトヲ得

前項ニ依リ使用ノ禁止ヲ命セラレタルトキハ検査證ヲ返納シ其他検査證ノ取消ヲ受クヘシ

第十條 營業用、又ハ自家用ノ爲自動車ヲ使用スル者ハ其ノ構造裝置ニ付危害ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ爲スヘシ

第十一條 營業用、又ハ自家用ノ爲自動車ヲ使用スル者其使用ヲ廢止シタルトキ

ハ、地方長官ニ届出テ検査證ヲ返納シ其ノ他ノ検査證明ノ取消ヲ受クヘシ

第十二條 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營マムトスル者ニシテ一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノハ營業地ノ地方長官其他ノ者ハ營業所所在地ノ地方長官ニ願出テ其ノ免許ヲ受クヘシ

第十三條 前條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ハ地方長官ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ讓受又ハ、相續スルコトヲ得ス

第十四條 營業ノ廢止シタルトキハ遲滯ナク地方長官ニ届出ツヘシ、但シ一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノニ在リテハ廢止前營業地ノ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十五條 運轉手タラムトスル者ハ、主タル就業地ノ地方長官ニ願出テ其ノ免許ヲ受クヘシ免許ヲ與ヘタルトキハ免許證ヲ交付ス、運轉手免許證ハ甲乙ノ二種トス甲種免許證ヲ有スル運轉手ハ各種ノ自動車ヲ運轉スルコトヲ得乙種免許證ヲ有スル運轉手ハ特定又ハ特種ノ自動車ニ非サレハ之ヲ運轉スルコトヲ得ス

▲運轉手免許有効期間ハ五年トス

第十六條 運轉手ノ免許ハ試験ニ合格シ左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニ之ヲ與フ

▲一、限一十八歳未満ノ者

▲二、精神病者聾者啞者又ハ盲者

▲三、其ノ他地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者

運轉手ノ試験ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ自動車ノ構造、取締規則及實地ノ技能ニ關シ之ヲ行フ

第十七條 運轉手免許證ハ就業中之ヲ携帯スヘシ

第十八條 自動車検査證又ハ運轉手免許證ヲ滅失又ハ毀損シタル時ハ其再交付ヲ地方長官ニ願出ツヘシ

▲自動車ノ検査證明ヲ毀損シタルトキハ地方長官ニ願出テ其ノ證明ヲ受クヘシ

第十九條 左ニ掲クル場合ニ於テハ運轉手ハ遲滯ナク免許證ヲ返納スヘシ

▲一、第二十七條ニ依リ免許ノ取消又ハ就業ヲ停止セラレタルトキ

▲二、免許ノ有効期間ヲ經過シタルトキ

▲運轉手ノ死亡シ、又ハ行方不明ト爲リタル時ニ其ノ雇主戸主又ハ家族ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

▲第二十條 運轉手其ノ主ナル、就業地ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ免許證ノ寫ヲ添へ後ノ就業地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十一條前條ノ届出ヲ受ケタル場合ニ於テ當該地方長官必要ト認ムルトキハ第十  
六條第二項ニ依リ試験ヲ行フコトヲ得

▲第二十二條 運轉手ヲ雇入レタル者ハ五日以内ニ免許證ノ寫ヲ添へ運轉手ノ氏名及  
ビ住所ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

運轉手ヲ解雇シタル者ハ十日以内ニ運轉手ノ氏名ヲ地方長官ニ届出ツヘシ  
▲第二十三條 車輛番號ハ車輛ノ前面及後面踏易キ箇所ニ標示スヘシ、後面車輛番號  
ハ夜間二十間ノ跡離ニ於テ明瞭ニ認メ得ヘキ燈火ヲ以テ照射スヘシ

▲第二十四條 検査證及ヒ車輛番號ハ他ノ車輛ニ使用スルコトヲ得ス

▲第二十五條 自動車ニ依リ人ヲ傷害シ、又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ運轉手ハ其ノ

運轉ヲ停止スヘシ

▲前項ノ場合ニ於テ運轉手、及其ノ他ノ従業員ハ被害者ノ救護其他ニ付必要ナル  
應急ノ措置ヲ爲スヘシ但シ警察官吏在ルトキハ其ノ指示ニ從フヘシ

▲運轉手其ノ他ノ従業員ハ、前項ノ措置ヲ了シ、凡各本人雇主、自動車使用者ノ  
氏名住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地)及車輛番號ヲ警察官吏ニ申告  
シ警察官吏在ラサルトキハ

被害者若クハ其ノ同伴者ニ同一事項ヲ通告スルニ非サレハ自動車ノ運轉ヲ繼續  
スルコトヲ得ス

▲前項後段ノ規定ニ從ヒ自動車ノ運轉ヲ爲シタルトキハ運轉手其ノ他ノ従業員ハ  
遲滞ナク前各項ノ事實ヲ警察官吏ニ申告スヘシ

▲乗用者ハ運轉手其ノ他ノ従業員カ前四項ノ措置ヲ爲スニ付之ヲ妨クルコトヲ得  
ス

第二十六條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第十二條ノ規定ニ依ル營業

免許ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトヲ得

- 一、正筋ノ理由ナクシテ許可ノ日ヨリ百二十日以内ニ營業ヲ開始セサルトキ
- 二、營業ヲ繼續スルニ適セスト認メタルトキ
- 三、公安上危害ヲ生スルノ虞アリト認メタルトキ
- 四、營業免許ノ條件ニ違反シタルトキ
- 五、本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

▲第二十七條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ運轉手ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ就業ヲ停止スルコトヲ得

- ▲一、自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキ
  - ▲二、第十六條、第一項第二號又ハ第三號ニ該當スルニ至リタルトキ
  - ▲三、本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
- 第二十八條 第八條、第十二條、第十三條、第十五條、第一項第二項、第三十五條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第九條第一項、第二十六條及第二十七條ニ基ク地方

長官ノ處分ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 第二十九條 過失ニ依リ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第三十條 故意又ハ過失ニ因リ第五條第四項、第六條、第七條、第九條、第二項、第十條、第十一條、第十四條、第十七條、第十九條、第二十條、第二十二條乃至第二十四條ノ規定又ハ第二條、第二十一條第二項ニ基ク地方長官ノ命令若ハ處分ニ違反シ又ハ第三條及第三條ニ基キテ地方長官ノ定メタル速度ヲ超過シテ自動車ヲ運轉シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス、地方長官ノ定メタル期日ニ自動車ノ検査ヲ受クルコトヲ怠リタル者亦同シ

第三十一條 營業用又ハ自家用自動車ノ使用者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ、本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第三十二條 法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ、本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ其罰則ヲ法人ニ適用ス、法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三十三條 自動自轉車(サイドカー附ノモノヲ除ク)及オートベツトノ類ニ付テハ其ノ運轉者ニ對シ第三條第二十五條及其ノ罰則ノ規定ヲ適用スルノ外本令ヲ適用セス

前項ノ外特種ノ自動車ニ付テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ第四條ノ規定ニ依ル構造裝置ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

第三十四條本令ニ定ムルモノノ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

第三十五條 本令ハ大正八年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 本令施行前ニ於テ自動車營業ノ免許ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ免許ヲ受タルモノト看做ス

本令施行前ニ於テ自動車ノ検査又ハ運轉手ノ免許ヲ受ケタル者ハ本令施行後東京府ニ在リテハ六箇月内ニ其ノ他ノ地方ニ在リテハ三箇月内ニ本令ニ依リ検査又ハ免許ヲ受クヘシ、前項ニ依リ運轉手ノ免許ヲ願出タル者ニ對シテハ地方長官ハ第十六條第二項ノ規定ニ依ル試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

第三十七條 東京府ニアリテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

内務省道路取締令

道路法第四十九條ノ規定ニ基キ道路取締令ノ左通定ム

大正九年十二月十六日

内務大臣 床次竹二郎

第一條 道路ヲ通行スル者ハ左側ニ依ルヘシ

▲第二條 歩道車道常ノ區別アル道路ニ於テハ其ノ區別ニ從ヒ通行スヘシ  
隊伍、神輿、葬列其ノ他ノ行列ハ車道ヲ通行スヘシ但シ兒童幼兒ノ隊伍ハ此ノ限ニアラス小兒車ハ歩道ヲ通行スヘシ

第三條 牛車、馬車、自動車其ノ他ノ重キ車輛ハ歩道ヲ横切ルヘカラス

但シ道路ニ特別ノ装置アル場合又ハ最寄警察官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

牛、馬、諸車ハ斜ニ道路ヲ横切ルヘカラス 地方長官必要ト認ムルトキハ交通頻繁ナル道路ニ於テ特ニ指定シタル場所ノ外區域及時間ヲ限リ車道ノ横斷ヲ禁止スルコトヲ得

▲第四條 牛、馬、諸車等行逢フトキハ互ニ左方ニ避讓スヘシ

▲第五條 牛、馬、諸車等前方ニ者在ルヲ追越ス場合ハ止ムヲ得サルトキヲ除クノ外前者ハ左方ニ避ケ後者ハ其ノ右方ヲ通過スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ後者ニ於テ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ前者ノ避クルヲ待チテ進行スヘシ

牛、馬、諸車等電車ヲ追越ス場合ハ道路ノ狀況ニ依リ止ムヲ得サルトキヲ除クノ外其ノ左方ヲ通過スヘシ

▲第六條 進行中ノ消防車、郵便車傷病人運搬車及隊伍、神輿、葬列ニ對シテハ避讓スヘシ

▲第七條 牛、馬、諸車等ハ左ノ場合ニ於テハ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ除行スヘシ

▲一、道路ノ交叉點、曲角其ノ他屈曲ノ場所又ハ雜路ノ場所ヲ通過スルトキ

▲二、第三條第三項ノ規定ニ依リ地方長官ノ特ニ指定シタル場所ヲ通過スルトキ

▲三、歩道ヲ横切ルトキ

▲四、安全地帯ノ設ケナキ停留場ニ在ル電車ノ側方ヲ通過スルトキ

牛、馬、諸車等坂道、隧道又ハ橋梁ヲ通過スルトキハ除行スヘシ

牛、馬、諸車等道路交叉ノ場所ニ於テ右折セムトスルトキハ道路ヲ横切リタル後右方ニ轉向スヘシ

第一項第四號ノ場合ニ於テ乗降客輻輳スルトキハ牛、馬、諸車等ハ一時進行ヲ停止スヘシ

△第八條 牛、馬、諸車ハ夜間燈火ヲ用キスシテ通行スヘカラス

地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ニ異リタル規定ヲ設ルコトヲ得

△第九條 鐵道又ハ軌道ノ踏切ヲ通過セムトスルトキハ汽車、電車等ノ接近セサル

コトヲ確メタル後通行スヘシ

△第十條 牛、馬、諸車等ハ安全地帯内ヲ通行スヘカラス

▲第十一條 道路ノ交叉點ニ駐ムルトキハ其ノ左側端ニ於テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ牛馬等ノ奔逸ヲ防クニ必要ナル措置ヲ爲スヘシ但シ竝木、

道路元標、里程標及標識等ニ之ヲ繫クヘカラス

第十二條 荷車ノ輪帶幅ハ左ノ制限ニ從フヘシ

牛車、三寸五分以上、四輪車ニアリテハ其ノ前輪ヲ後輪ノ二分ノ一迄縮少スル

コトヲ得

馬車、三寸以上 同上

大車、荷臺ノ面積十八平方

尺以上ノモノニ寸以上

無限軌道其ノ他道ヲ損傷セサル特別ノ裝置ヲ爲セル車ニアリテハ其ノ裝置ノ幅  
ヲ以テ前項ノ輪帶幅ト看做ス

第十三條 荷車ノ積載量ヲ合セ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

▲自動車 千四百貫

牛、車、四輪車、五百五十貫

其ノ他、四百貫

馬、車、四輪車、五百貫

其ノ他 三百五十貫

大車 二百貫

第十四條 荷車ノ積車ノ容積ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

▲一、高 自動車ニアリテハ荷臺ヨリ八尺其ノ他ノ荷車ニ在リテハ六尺

▲二、前後ノ出幅 荷幅ヨリ各二尺

▲三、左右ノ出幅 荷臺ヨリ各一尺

▲四、自動車ニ依ル積荷ハ之ヲ車體ノ前後左右ニ突出セシムルコトヲ得ス

第十五條 地方長官ハ土地ノ狀況、道路、橋梁又ハ車輛ノ構造若ハ裝置ニ依リ第十

二條第一項第十三條及第十四ノ制限ニ異リタル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 第十三條第十四條ノ規定又ハ第十五條ニ基ク命令ニ依ル荷車ノ積載量、

其ノ他積荷ノ制限ヲ超ユル物ニシテ分割スヘカラサル場合ハ出發地警察官署ノ

許可ヲ受クヘシ

第十七條 管理者ハ道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又制

限スルコトヲ得

第十八條 地方長官ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ道路ノ通行ヲ柵

止シ又ハ制限スルコトヲ得

警察官吏ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ一時道路ノ通行ヲ禁止

シ又ハ制限スルコトヲ得

第十九條 道路ヲ掘鑿シ又ハ道路ニ物ヲ置ク場合ニハ繩張、點燈其ノ他危險豫防ト

必要ナル裝置ヲナスヘシ

第二十條 沿道ノ土地ニ物ヲ推積シ又ハ立テ置クトキハ例壞、崩落ヲ防クニ必要ナ

ル裝置ヲ爲スヘシ

第二十一條 道路又ハ沿道ノ土地ニ於テ工作物ヲ建設撤去若ハ修繕シ又ハ其ノ他防

作業ヲ爲ストキハ土砂、瓦石、竹木、金物、等ノ道路ニ飛散又ハ墜落スルヲノ

クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十二條 警察官署ハ道路及沿道ノ土地ニ於ケル工作物其ノ他ノ施設及物件ニ付

其ノ占有者ニ對シテ危險防止其ノ他交通保全ノ爲必要ナル措置ヲ命スルコトヲ

得

△第二十三條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防クニ

必要ナル裝置ヲナスヘシ

△第二十四條 道路ニ於テ乘馬又ハ諸車運轉ノ練習ヲ爲スヘカラス、但シ交通稀疎ニ



シテ危険ノ虞ナキ場所ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 交行頻繁ナル道路ニ於テ兒童幼兒ニ遊戯ヲ爲サシメ又ハ保護者ナクシテ幼兒ヲ歩行セシムヘカラス

第二十六條 第二條、第三條、第一項第二條、第四條乃至第八條第一項、第十條及第二十二條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第三條第三項ノ規定ニ基テ終止ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十八條 第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第二十三條、第二十四條及第二十六條ノ規定ニ違反シタル者、第十二條第一項ノ規定又ハ第十五條ノ規定ニ基テ命令ニ依ル輪帶幅ノ制限ニ違反シタル荷車ヲ使用シ若ハ同條ノ規定ニ基テ命令ニ依ル荷車ノ積載量其ノ積荷ノ容積ノ制限ニ違反シタル者又ハ第十七條、第十八條ノ規定ニ基テ禁止若ハ制限ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス  
第二十九條 第十九條乃至第二十一條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十二條ノ規定ニ基テ處分ニ違反シタル者ハ百圓以上ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第三十條 前條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス法人ヲ處罰スベキ場合ハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三十一條 本令ニ規定スルモノノ外道路法第四十九條ノ規定ニ基テ命令ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ使用スル荷車ノ輪帶幅ハ大正十五年十二月三十一日迄本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

參 照

大正八年四月十一日 布法律第五十八號道路法抄錄

第四十九條 道路ノ使用又ハ鐵道若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其ノ他ノ作爲又ハ不作爲ノ制限ニシテ道路又ハ其ノ交通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦シ

刑法

一五六

第二百一十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタルモノハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

民法

第七百九條 故意又ハ過失ニヨリテ他人ノ權利ヲ侵害シタルモノハ之レニヨリテ生シタル損害賠償スル責ニ任ス

警視廳自動車取締令施處細則

(大正八年、二月、十五日、警視廳第八號大正九年六二十三改正)

第一條 自動車取締令(以下單ニ取締令ト稱ス)竝本令ニ依ル願届書ハ特ニ定メタルモノヲ除クノ外警視廳ニ提出スヘシ

第二條 取締令竝本令ニ依ル願届書ハ未成年者及禁治産者ニ在リテハ法定代理人準禁治産者及妻ニ在リテハ、保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス、但シ未成年ノ運轉手ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第三條 本令ニ依ル道路ノ幅員ハ歩車道ノ設ケアル道路ニ在リテハ車道ノ幅員ノ其ノ設ケナキ道路ニ在リテハ溝渠ヲ除キタル幅員ヲ謂フ

第三條ノ二 本令ニ於テ車庫ト稱スルハ自動車ヲ格納スル建物ヲ謂フ但シ商品ノ類ニシテ、揮發油ヲ貯有セサル車輛ヲ格納スルモノハ此限ニアラス建物ノ一部ヲ前項ノ用途ニ供スルモノニ在リテハ壁、床ヲ以テ他ノ用途ニ供スル部分ト區劃シタル部分ヲ車庫ト見做ス(大正九、六、廿三、改正追加)

▲第四條 自動車ハ市部ニ在リテハ、幅員四間未滿、郡部ニ在リテハ幅三間未滿ノ道路ヲ通行スヘカラス、但シ車輛ノ全長十尺全幅五尺以内ノモノハ其ノ全幅ノ三倍以上ノ幅員ノ道路ヲ通行スルコトヲ得警察官署又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラス通行スルコトヲ得

▲第五條 自動車ノ速度ハ左ノ各號ノ制限ヲ超過スルヘカラス

▲一、幅員六間未滿ノ道路ニ在リテハ一時間十二哩以下タルヘキコト

▲二、幅員三間未滿ノ道路ニ在リテハ一時間六哩以下タルヘキコト(九、六廿三)

改正)

- ▲三、積載定量一噸ヲ超スル貨車ハ幅員六間以上ノ道路ニシテ、人家連擔ノ場所ヲ通行スル場合ニ在リテハ一時間十四哩以下タルヘキコト(九、六、廿三、改正)
- ▲四、前條ノ貨車ニシテ午前零ヨリ日ノ出迄ノ間ニ於テ人家連擔ノ場所ヲ通行スル場合ニアリテハ一時間八哩以下タルヘキコト(九、六、廿三、改正)
- ▲第六條 自動車構造装置ニ關シテハ取締令第四條ニ依ルノ外、左ノ制限ニ從フヘシ
  - ▲一、車輛ハ全長十八尺三寸以内、全幅七尺以内高サ地上ヨリ十尺以内タルコト
  - ▲二、昇降ニハ堅牢ナル踏段ヲ設ケ且車體外へ突出セシメサルコト
  - ▲三、蒸氣力ヲ用フルモノニ在リテハ運轉手ノ賭易キ箇所ニ壓力計及水準計ヲ備フヘキコト
  - ▲四、音響器ハ軟調ノ喇叭音ヲ發スルモノタルコト
  - ▲五、前面燈火ハ車輛ノ左右兩端ニ之ヲ取附ケ、前方十五間ノ距離ニ於テ地上四尺以下ヲ照射スヘキ装置タルヘキコト

- ▲六、後面燈火ハ、車體ノ後部賭易キ場所ニ之を取附ケ、車輛番號ヲ照射スヘキ方面ハ、無色レンズ後方ヲ照射スヘキ方面ハ赤色レンズヲ用ヒ其ノ他ハ光線ノ漏洩ヲ防クヘキ装置タラシムヘキコト
- ▲七、車室内ニハ適當ナル燈火ノ設備ヲ爲スヘキコト
- ▲八、營業用自動車ノ客室ハ一人ニ付幅員一尺二寸以上タルヘキコト
- ▲九、貨車ノ轍ハ許可ヲ受ケ護謨製以外ノモノヲ使用スルコトヲ得「サイドカー」附自動車自轉車其ノ他之ニ類スル自動車ニシテ車輛ノ重量八百封度全長九尺全幅五尺五寸未滿ノモノハ取締令第四條第二號第三號第八號及前項第二號、第七號ニ定ムル所ノ設備ノ全部、若ハ一部ヲ省略スルコトヲ得
- ▲第七條 雨、雪、泥濘ノ際ハ汚水ノ放射ヲ防止スヘキ適當ナル装置ヲ施スヘシ(八十一、十五、改正)
- 第八條 取締令第五條ニ依リ自動車ノ検査ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ願出ラスヘシ

- 一、出願者ノ住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所、所在地及代表者ノ氏名）
- 二、車輛ノ種別、名稱及輛數
- 三、使用ノ別（營業用ナルトキハ其ノ營業ノ種別）
- 四、車輛ノ寸法重量
- 五、原動力ノ種類名稱、原動機ノ式、氣筒數及直徑
- 六、馬力
- 七、乗用車ニ在リテハ乗車定員、貨車ニ在リテハ積載定量
- 八、製造所名及製造年月

検査ニ合格シタルトキハ金屬製ノ検査票ヲ機關ノ一部ニ固着シテ之ヲ證明ス

第一項第三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

第九條 自動車ノ車輛番號ハ、車體ノ前後兩面ノ各中央部ニ之ヲ表示スヘシ、但シ車輛ノ構造上、之ニ依リ難キモノニ在リテハ、特ニ許可ヲ受ケ其ノ表示位置ヲ

變更シ、若ハ前面番號ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ車輛番號ハ左ノ寸法雜形ニ從ヒ自家用車ニ在リテハ黒地ニ白色營業用車ニアリテハ白地ニ黒色ノ亞刺比亞數字ヲ以テ車體ニ之ヲ抽クカ又ハ標板ニ之ヲ抽キ車體ニ固着セシムヘシ

- 一、前面番號ノ文字ノ太サ四分、幅一寸八分（「一」ノ字ヲ除ク）高サ三寸間隔六分
  - 二、後面番號ハ文字ノ太サ五分、幅二寸（「一」ノ字ヲ除ク）高サ四寸間隔八分雜形「3.572」千位ニハ「コンマ」ヲ附スヘシ
- 「サイドカー」附自動車其他之ニ類スル自動車ニシテ車輛ノ全長十尺全幅五尺以内ノモノニアリテハ左ノ寸法ト爲スコトヲ得
- 一、前面番號ハ文字ノ太サ四分 幅一寸六分（「一」ノ字ヲ除ク）高サ二寸五分間隔六分
  - 二、後面番號ハ文字ノ太サ四分 幅一寸八分（「一」ノ字ヲ除ク）高サ三寸間隔六分

第九條ノ二 貨車ニアリテハ其ノ積載ノ定量ヲ車體ノ後部見易キ箇所ニ標示スヘシ

(大正九年六月廿三日改正)

第十條 取締令第六條第一項ニ依ル主タル使用地變更ノ届出ハ其ノ車輛番號及本令第八條第一項各條ノ事項ヲ具シ五日以内ニ之ヲ爲シ、且検査證明ノ引換ヲ求ムヘシ(八、十一、十五、第二項削除)

第十一條 取締令第六條第二項ニ依ル車輛承繼ノ届出ハ、其ノ車輛番號及使用別(營業用ナルトキハ其ノ營業ノ別)ヲ記シ五日以内ニ雙方連署不能ノ場合ハ其ノ旨附記シ)之ヲナスヘシ  
他ノ道府縣ニ於テ合格シタル車輛ヲ承繼シタル場合ノ届出ニ付テハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス(八、十一、十五、改正)

第十二條 取締令第十一條ニ依ル自動車使用廢止ノ届出ハ、五日以内ニ之ヲ爲スヘシ  
前項ノ届出ハ使用者死亡ノ場合ハ戸主又ハ家族、法人ニシテ解散シタル場合ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十三條 自家用自動車ノ使用者ニシテ、其ノ住所氏名ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

第十四條 自動車ノ検査ハ、日時及場所ヲ指定シ呼出狀ヲ發スヘシ  
前項ノ呼出ニ應シ指定ノ検査場ニ往復スル場合ニハ呼出狀ヲ携帯スヘシ

第十五條 試運轉其ノ他ノ目的ヲ以テ一時道路ニ於テ自動車ヲ使用セムアスルトキハ左ノ事項ヲ具シ、自動車所在地所轄警察署へ願出テ許可ヲ受ケ車輛ノ前後兩面各中央部ニ同署附與ノ標板ヲ揭示スヘシ

▲一、出願者ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所在地各代表者ノ氏名

▲二、目的

▲三、運轉時間

▲四、運轉手氏名

▲前項ノ標板ハ運轉終了後直ニ之ヲ返納スヘシ(八、十一、十五、改正)

第十六條 自動車使用者ハ毎年五月一日ヨリ九月三十日ニ至ル間ニ於テ指定ノ日時ニ車輛ノ検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査ヲ受ケサル者ハ其ノ使用ヲ廢止シタルモノト看做シ検査證明ヲ取消スコトアルヘシ

第十七條 検査ノ際ハ當該官吏ノ指示ニ從フヘシ、當該官吏ニ於テ必要ト認メタル時ハ機械器具ヲ分解スルコトアルヘシ

第十八條 取締令第十二條ニ依ル運輸業ヲ營マントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ

一、出願者ノ住所氏名生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所在地、定款寫及代表者ノ氏名）

二、營業ノ種別

三、營業所在地

四、道路ニ停車場ヲ設クルモノニアリテハ其ノ位置使用區域ヲ明示シタル圖面添

#### 付ノ事

五、乗客定員貨車ニ在リテハ其ノ積載定量

六、賃錢額（貨車ニ在リテハ、一貫目一哩ノ賃錢額ヲ單位トシテ記入ノコト）

一定ノ線路又ハ區間ニ據ルモノニ在リテハ前項各號ノ外左ノ事項ヲ具備スルヲ

#### 要ス

一、營業線路又ハ區間（道路幅員ヲ記入シタル圖面添付ノコト）

二、停車場ノ位置（營業線路圖ニ依リ其ノ位置ヲ明示スルコト）

停車場ヲ設ケサルモノニ在リテハ之ニ代ルヘキ方法

三、使用車輛數及其ノ寸法、重量

四、運轉系統營業時間及發車時間

第一項第二項第四號乃至第六號第二項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ願出テ許可ヲ受クヘシ、第一項第一號第三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨出ツヘシ（八、十一、十五、九、六、二十三、改正）

第十九條 一定ノ區間又ハ線路ニ據ル營業線路ノ幅員ハ六間以上タルコトヲ要ス、但シ土地ノ狀況又ハ車輛ノ構造ニ依リ此制限ニ拘ラス認可シ又ハ許可セサルコトアルヘシ

第二十條 一定ノ線路又ハ區間ニ據ル營業線路ニシテ危險籠防上必要アリト認めタル時ハ信號人ノ配置ヲ命シ又ハ線路ノ變更若ハ其ノ一部廢止ヲ命デルコトアルヘシ

第二十一條 一定ノ線路又ハ區間ニ據ル營業用客車ニハ一車毎ニ車掌運轉手各一名以上ヲ乗務セシムヘシ

但シ車輛ノ構造ニ依リ特ニ許可ヲ受ケ運轉手ヲシテ車掌ノ職務ヲ兼ネシムルコトヲ得

第二十二條 一定ノ線路又ハ一區間ニ依ル營業用客車ニ在リテハ車掌運轉手ノ氏名札ヲ車内賭易キ箇所ニ揭示スベシ

第二十三條 一定ノ線路又ハ區間ニ據ル營業用自動車ノ車掌運轉車、信號人ハ一定

ノ服裝ヲ爲サシムルコトヲ要ス、其ノ服裝ハ營業者ニ於テ之ヲ定メ認可ヲ受クヘシ、之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項營業用自動車ノ運轉手ノ服裝ハ、不體裁ナラサルモノタルコトヲ要ス

第二十三條ノ二 一定ノ線路、又ハ區間ニ依ル營業者ニシテ全部又ハ一部ノ營業ヲ休止シタルトキハ、三日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ(八、十一、十五、改正)

第二十四條 自動車ノ賃貸業ヲ營マムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出テ免許ヲ受クヘシ、第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ、第一號第二號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

一、出願者ノ住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地定款寫及代表者ノ氏名)

二、營業所所在地

三、賃貸料

營業ヲ廢止シタル時ハ遲滞ナク其旨届出ツヘシ

第二十五條 前條ノ營業者ニシテ就業上不適當ト認メタルトキハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトアルベシ

第二十六條 削ル

第二十七條 營業者ハ名義ノ如何ニ拘ラス定額以外ノ賃錢ヲ請求シ又ハ請求セシムヘカラス

第二十八條 取締令第十三條ニ依ル營業ノ繼承ヲ爲サムトスルトキハ雙方連署ノ上(連署不能ノ場合ハ其ノ旨附記)左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ

一、免許年月日(免許指令添附ノコト)

二、承継車輛及其ノ番號

第二十九條 車庫ヲ設置セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出許可ヲ受クヘシ之ヲ増築改築、變更又ハ大修繕セムトスルトキモ亦同シ

一、出願者ノ住所、氏名、年齢(法人ニ在リテハ其名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名)

二、敷地ノ地名番號

三、車庫ノ坪數、格納車輛ノ種類輛數及消火器又ハ消火用砂ノ數量

四、落成期日

前項ノ願書ニハ左ノ圖面及書類ヲ添附スヘシ

一、敷地附近ノ平面略圖

二、建築物揮發石油貯藏並取扱装置其ノ他附屬設備ノ配置圖(縮尺百分ノ一、二百分ノ一、又ハ三百分ノ一トシ附近道路及其ノ幅員ヲ記入スルコト)

三、同平面圖(縮尺五十分ノ一又ハ百分ノ一)

四、同主要部分ノ繼面圖(縮尺十分ノ一、三十分ノ一又ハ十分ノ一)

五、同仕様書

前項ノ外必要ト認ムル圖面及書類ヲ提出セシムルコトアルヘシ(九、六、二十三、改正)

第二十九條ノ二 車庫ノ工事落成シタルトキ、其旨届ケ、認可ヲ受クヘシ



車庫ハ前項ノ認可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

車庫ヲ廢止シタルトキハ、五日以内ニ其旨届出スヘシ

車庫ヲ承繼シタルトキハ、五日以内ニ雙方連署ノ上、其ノ旨届出ツヘシ

但シ連署シ能ハサルトキハ、其ノ事由ヲ附記スルコトヲ要ス(九、六、二十三、改正)

第二十九條ノ三 車庫ハ學校、病院、劇場、活動寫眞、興行場、寄席、貸席、勸工場等多

衆ノ來集ヲ目的トスル建物内ニ之ヲ設置スルコトヲ得ス、但シ耐火構造ニシテ

當廳ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニアラス

車庫ハ火藥貯藏所同作業所、爆發性物品貯藏所、石油精製場其他當廳ニ於テ必

要ト認ムル場所ニ對シ適當ノ距離ヲ保有セシムヘシ(九、六、二十三、改正)

第二十九條ノ四 車庫ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一、三階以上ノ建物内ニ設クル車庫ノ壁、柱、天井及階ノ床ハ、「コンクリート」造、煉瓦造、石造又ハ當廳ニ於テ適當ト認ムル構造ト爲シ、窓ハ鐵網入硝子造

ト爲スヘキコト

二、前號ノ車庫ニシテ其ノ建物ノ一部ニ他ノ用途ニ供スルモノナルトキハ車庫ト他ノ用途ニ供スル部分トヲ區劃スル壁上階ノ床ニ窓、出入口其ノ他ノ開口ヲ設クヘカラサルコト

三、二階又ハ平家建物内ニ設クル車庫ニシテ前二號ノ構造ニ依ラサルモノハ、車庫内ニ面スル壁及天井又ハ上階ノ床下端ヲ金屬下地ニ厚サ一寸以上ノ「コンクリート」塗又ハ「セメントモルタル」塗ヲ施シタル構造ト爲スカ又ハ當廳ニ於テ之ト同一程度以上ノ防火効力ヲ有スト認ムル構造ト爲スヘキコト、但シ床面積三十坪以下ノ車庫ニシテ當廳ニ於テ支障ナシト認ムルモノ又ハ建物ノ周圍ニ二十尺以上ノ道路其ノ他ノ空地ヲ保有スルカ若ハ適當ナル防火塀ヲ設クルモノハ此ノ限ニアラス

四、床面積二百坪ヲ超過スル車ハ、床面積二百坪以内毎ニ基礎ヨリ屋根上高サ二尺以上ニ達スル「コンクリート」造、煉瓦造又ハ當廳ニ於テ適當ト認ムル防火壁ヲ

- 設クルコト、但シ屋根又ハ上階ノ床鐵筋「コンクリート」造ナルトキハ、防火壁  
ハ、屋上ニ突出セシムルヲ要ス
- 五、前號ノ防火壁ニ出入口ヲ設クルトキハ、其ノ大サハ十平方尺以下トシ出入口  
幅員ノ總和ハ、壁長ノ四分ノ一以下トシ其ノ兩側ニ自動防火戸ヲ備フヘキコト
- 六、車庫ニ階段又ハ昇降機ヲ設クルトキハ、第一號又ハ第三號規定ノ壁ヲ以テ區  
劃シ其ノ出入口ニシテ車庫内ニ面スルモノハ、自閉防火戸ヲ備フヘキコト
- 七、建物ノ一部ヲ車庫トシテ使用スルモノハ、他ノ用途ニ供スル部分ニ對シ車庫  
ヲ通過セスシテ容易ニ屋外ニ出ツルコトヲ得ヘキ階段、出入口ヲ設クヘキコト
- 八、車庫ハ壁ノ下部ニ適當ノ換氣設備ヲ設クヘキコト、但シ其ノ構造ニ於テ當廳  
ニ於テ換氣十分ナリト認ムルモノハ、此ノ限ニアラス
- 九、車庫ノ床ハ周圍地盤面ヨリ低下セス表面平滑ニシテ適當ノ勾配ヲ有スル「コ  
ンクリート」造石造其他當廳ニ於テ適當ト認ムル構造ト爲シ一階床面下ニ地窩  
其ノ他ノ穴ヲ設クヘカラサルコト（一九六、二十三、改正）

▲第二十九條ノ五 車庫ニ於ケル給曲ハ安全油槽又ハ、地下理設鐵製油槽ニ連絡セズ  
漏洩ノ虞ナキ唧筒管ニ依ルヘシ

五十坪以上ノ車庫ニハ、其ノ附屬ノ地下理設鐵製油槽ヲ設クヘシ

▲車庫内ニ於テハ▲車體ノ掃除ニ揮發油ヲ使用スヘカラス

▲第二十九條ノ六 車庫内ニハ適當數量ノ消火器又ハ消火用砂ヲ備フヘシ

▲第二十九條ノ七 車庫内ニ於テハ安全ナル燈火ノ外火氣ヲ使用スヘタラス

車庫内ニ於テハ喫煙ヲ禁シ且易キ箇所ニ其旨ヲ示スヘシ

第二十九條ノ八 車庫ニシテ交通上其ノ他公安ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ特別  
ノ構造設備其ノ他ノ事項ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止、若クハ禁止スルコトアル  
ヘシ

第三十條 取締令第十五條ニ依ル、運轉手ノ願書ニハ左ノ事項ヲ、取締令第二十條  
ニ依ル就業地變更ノ届出ニハ、左ノ第一號及第三號ノ事項ヲ具備スルヲ要ス

一、本籍、住所、氏名、生年月日

二、履歷書及戸籍妙本

三、寫眞(手札形半方無臺紙)二枚

前項第一號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ五日以内ニ届出テ免許證ノ訂正ヲ受クヘシ

第三十一條 運轉手ノ試験ハ、日時及場所ヲ指定シ呼出狀ヲ發スヘシ

前項ノ呼出ニ應シ自動車ヲ運轉シテ指定ノ試験場ニ往復スル場合ハ呼出狀ヲ携帶スヘシ

▲第三十一條ノ二 運轉手ノ免許證ヲ受ケサル者ハ自動車ヲ運轉スルコトヲ得ス

第三十二條 車掌及信號人ハ、滿十七年者以上ノ者タルコトヲ要ス

▲第三十三條 車掌ヲ雇入レントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ願出テ免許證ヲ受クヘシ、第一號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ五日以内ニ届出テ免許證ノ訂正ヲ受クヘシ

▲一、本人ノ本籍、住所、氏名生年月日

▲二本人履歷書

▲車掌ニ對シテハ試験ヲ行フコトアルヘシ

▲免許證ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其旨届出テ再交付ヲ受クヘシ

▲第三十四條 左ノ場合ニ於テハ雇主ハ五日以内ニ届出テ免許證ヲ返納スヘシ

一、車掌死亡シ、又ハ行衛不明トナリタルトキ

二、車掌ヲ解雇シタルトキ

▲第三十五條 車掌ニシテ本令ニ違反シ、又ハ就業上不適當ト認メタルトキハ免許ヲ取消シ、又ハ就業ヲ停止スルコトアルヘシ

▲前項ニ依リ免許ヲ取消サレ、又ハ就業ヲ停止セラレタルトキハ雇主ハ遲滞ナク免許ヲ返納スヘシ

▲第三十六條 取締令第十九條又ハ前條、第二項ニ依ル就業停止ニ基キ返納シタル免許證ハ其ノ期間滿了後請求ニ依リ再交付スヘシ

▲第三十七條 車掌、運轉手ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- ▲一、免許證ヲ有セサル者ニ自己ノ職務ヲ委托スヘカラサルコト
- ▲二、服裝ノ定メアル者ハ其ノ制服ヲ着用スヘキコト
- ▲三、警察官吏ノ求メアリタルトキハ免許證ヲ提出スヘキコト
- ▲四、酒氣ヲ帶ヒ又ハ喫煙スヘカラサルコト
- ▲五、警察官吏ニ於テ舉手其ノ他ノ方法ヲ以テ停止ヲ命シタルトキハ直ニ停止スヘシ
- ▲六、夜間ハ制規ノ燈火ヲ點シ、規定ノ光力ヲ保持セシムルヘキコト、但シ空車ノ場合又ハ幌ノ全部若ハ側面ヲ開放シタル場合ハ車室内燈火ヲ點セサルコトヲ得
- ▲七、老幼婦乗降ノトキハ特ニ保護スヘキコト
- ▲八、公衆ニ對シ乗車ヲ勸誘シ又ハ定額以外ノ賃錢ヲ請求スヘカラサルコト
- ▲九、正當ノ理由ナク發車又ハ乗車ヲ拒ムヲ得ス
- ▲十、定員外又ハ客席以外ニ乗車セシムヘカラサル事但シ十歳未満ノ者ハ二人ヲ以テ一人ト看做シ三歳未満ノ者ハ定員ニ算入セス

- ▲十一、乗客ノ昇降ヲ終リタル後ニ非サレハ發車スヘカラス
- ▲十二、乗客ノ求アリタルトキハ賃錢表ヲ提示スヘキコト
- ▲十三、運轉手ハ前項各號ノ外就業中左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - ▲一、車輛ノ構造裝置ニ付危害ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ爲スコト
  - ▲二、一定ノ線路又ハ區域ニ據ルモノニ在リテハ免許以外ノ區域ヲ通行スヘカラサルコト

- ▲三、消防機械進行ノ際ハ停車若ハ避讓シテ其ノ進路ヲ開クコト
- ▲四、出火場其ノ場所ヲ通行スヘカラサルコト
- ▲五、安全地帯内通行スヘカラサルコト
- ▲六、本令第四條但書ニ依リ承認ヲ得タル道路、交通頻繁ノ場所、街角、橋上、坂路各公園内ヲ通行シ若ハ道路ヲ横斷スルトキハ、絶ヘス音響器ヲ鳴ラシ徐行シヘキコト
- ▲六、小學校ノ附近ニ於テ兒童ノ多數登校シ又ハ退校スルヲ認メタルトキハ特ニ徐

行スヘシ

一七八

- ▲七、街角右折ハ大廻リ左折ハ小廻ヲナスヘキコト
- ▲八、番人ノ配置ナキ鐵道又ハ専用軌道ノ踏切ヲ通過セムトスルトキハ、危険ナキコトヲ確認シタル上通行スヘキコト
- ▲九、他車ト並行シ又ハ競争スヘカラサルコト
- ▲十、自動車二輛以上連續行進スルトキハ前車ニ對シ十間以上ノ距離ヲ保ツヘキコト
- ▲十一、前車ヲ追越サムトスルトキハ、音響器ヲ鳴ラシ、其ノ右側ヲ進行スルコト
- ▲十一ノ二、前號ノ場合ニ於テ、電車ニ對シテ、其ノ左側ヲ通行スヘキコト  
但シ軌道ノ位置ニ依リ通行不能ノ場所ニアリテハ此ノ限りニ在ラス
- ▲十一ノ三、停留場ニ停止セル電車ニ接近シタルトキハ音響器ヲ鳴ラシテ徐行シ且其ノ乗客ノ乗降ニ危険ナキ様避讓シ又ハ停車スヘシ
- ▲十二、馬匹ニ近ツクトキハ、速度ヲ緩メ恐怖セシメサル様注意スヘキコト

▲十三、交通ノ妨害トナルヘキ場所ニ停車スヘカラサルコト

▲十四、運轉手臺ヲ誰ルヘカラサルコト、但シ已ムヲ得ス其ノ位置ヲ離ルトキハ危険防止ニ付必要ナル注意ヲ爲スヘキコト

▲十五、積載容量ヲ超過シ又ハ車體ノ外側ニ著ク突出シ若ハ地上ヨリ高サ十尺ヲ超エテ貨物ヲ搭載シタル車輛ヲ運轉スヘカラサルコト

但シ特ニ警察官署ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス、此ノ場合ニハ車上ノ  
略易キ箇所ニ其旨標示スヘシ

第三十八條 一定ノ線路又ハ區間ニ據ル自動車ノ乗車ニ關シテ、左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- ▲一、車内ニ於テ喫煙スヘカラサルコト
- ▲二、進行中ニ昇降シ又ハ肢體ヲ車外ニ出スヘカラサルコト
- ▲三、車内ニ於テ放歌喧噪其ノ他他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲スヘカラサルコト
- ▲四、臭氣ヲ發散シ其ノ他他人ノ迷惑トナルヘキ手荷物又ハ畜類等ヲ携帶乗車スヘ

一七九

第三十九條 公安衛生其ノ他取締上必要アリト認めタルトキハ特ニ遵守事項ヲ命スルコトアルヘシ

第三十九條ノ二 營業者ハ地域ヲ定メ其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ規約ヲ定メ認可ヲ受ケ組合ヲ設クルコトヲ得

第三十九條ノ三 組合ヲ設ケタル地區ノ營業者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ

第三十九條ノ四 組合ニ於テ規約ヲ變更セムトスルキハ認可ヲ受クヘシ

第三十九條ノ五 組合ハ左ノ事項ニ關シテハ、五日以内ニ之ヲ届出ヅヘシ

一、役員ノ選任又ハ改選

二、成績及費用ノ收支決算

三、解散

第三十九條ノ六 必要ト認めタルトキハ、組合ノ役員ノ改選、又ハ規約ノ變更若ハ解散ヲ命スルコトアルヘシ

第三十九條ノ七 第十八條、第二十四條、第二十八條ニ依ル、願書ハ營業所所在地

第二十九條及第二十九條ノ二ニ依ル願届書ハ設置場所ノ所轄警察官署ヲ經由ス

ヘシ

第四十條 本令第七條、第九條、第十五條、第十八條、第三項、第二十一條、第二

十四條、第二十七條、第二十九條、第一項、第二十九條ノ二、第二項、第二十

九條ノ五乃至第二十九條ノ七、第三十一條ノ二、第三十三條第一項第三十四條

乃至第三十七條ノ規定ニ違反シ、又ハ第二十條、第二十五條、第二十九條ノ八、

第三十五條、第一項及第三十九條ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又

ハ科料ニ處ス

第八條第三項第九條ノ二、第十三條、第二十二條、第二十三條、第二十三條、

ノ二、第二十九條ノ二、第三項、第四項、第三十條、第二項、第三十一條、第二項

第三十五條第二項及第三十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第四十一條 本命ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ニ對シテハ前條

ノ罰則ヲ適用ス

第四十二條 營業用又ハ自家用自動車ノ使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者  
雇人其ノ他従業者ニシテ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ、自己ノ  
指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第四十三條 本令ハ大正八年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條ノ規定ハ大正八  
年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十四條 營業用自動車使用者ニシテ本令施行當時現ニ三輛以上格納スヘキ車庫  
ヲ有シ尙繼續使用セムトスル者ハ大正八年五月三十一日迄ニ本令第二十九條第  
一項ノ規定ニ依リ願出テ許可ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第四十五條 本令施行前ニ設置シ又ハ其ノ許可ヲ受ケタル車庫ニシテ本令ニ適合セ  
サルモノハ、大正九年十月三十一日迄ニ第二十九條第一項ニ依リ願出テ許可ヲ  
受クヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第二十九條第二項及第二十九條ノ三乃至第二十九條ノ五ノ  
規定ノ一部ヲ適用セサルコトアルヘシ

神  
奈  
川  
縣



○自動車取締令施行細則

(大正八年二月十四日  
縣令第八號)

(沿革) 大正八年十一月縣令第九十號改正

- ▲第一條 自動車ハ其幅二倍半未滿ノ道路ヲ通行スルコトヲ得ス但シ警察官吏ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限リニアラス
- ▲第二條 自動車ノ速度ハ市街地ニアリテハ一時間十四哩其ノ他ノ場所ニアリテハ一時間十六哩ヲ超過スヘカラス
- ▲第三條 所轄警察官署ハ公安保持上必要ト認ムルトキハ前二條ノ規ニ拘定ラス區域ヲ指定シ其ノ速度ヲ制限シ又ハ通行ヲ禁止スルコトヲ得
- ▲第四條 營業用自動車ニハ豫備タイヤ一個以上ヲ備附スヘシ
- ▲第四條ノ二 雨雪泥濘ノ際自動車ヲ運轉スル場合ハ汚水ノ放射ヲ防止スヘキ適當ナル装置ヲ爲スヘシ
- ▲但シ「サイドカー」附自動車及之ニ類スル自動車ニシテ重量八百封度全長八尺幅

五尺五寸未滿ノモノハ許可ヲ受ケ之ヲ省略スルコトヲ得、警察官吏ニ於テ前項ノ防止裝置不適當ト認ムルトキハ之カ變更命スルコトアルヘシ

第五條 乗用自動車ノ座席ハ一人ニ付幅一尺二寸以上トス

第六條 自動車ノ検査ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ當廳ニ願出ツヘシ

一、使用者又ハ所持者ノ本籍、住所、職業、氏名、生年月、法人ニアリテハ其ノ名稱事務所、所在地及代表者ノ住所職業、氏名、生年月

二、使用ノ目的、商品トシテ所持スルモノニアリテハ其ノ旨

三、乗用車ニアリテハ乗客定員貨車ニアリテハ貨物ノ積載量

四、車輛ノ重量長さ、幅、高

五、動力ノ種類原動機ノ名稱、製造所名

六、車輛ノ構造仕様書及其ノ圖面

七、馬力數

検査ニ合格シタルトキハ検査證明ヲ爲シ検査證ヲ交付ス

第七條 取締令第六條ノ届書ハニ前條各號ノ外前使用地又ハ使用者若クハ所持者ノ住所氏名ヲ記載スヘシ

但シ検査ニ合格シタル自動車ヲ讓受ケ又ハ相續シタル者ニシテ其ノ主タル使用地「商品ニアリテハ其ノ所在地」ニ變更ナキトキハ前條各號ノ事項ヲ記載スルヲ要セス

第八條 取締令第七條ニ依リ検査ヲ受ケントスル者ハ其ノ變更シタル部分ヲ詳具シ當廳ニ願出スヘシ

▲第九條 試運轉又ハ運搬等ノ爲メ一時自動車ヲ使用セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ、發車地所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第一、出願人ノ住所氏名、法人ニアリテハ其名稱事務所々所在地及代表者ノ住所氏名

第二、車輛ノ重量長さ幅高及車輛數輛

第三、使用ノ目的

第四、使用ノ日時及道筋

第五、運轉手ノ住所名氏、生年月

前項ノ許可ヲ受ケ又ハ検査ノ爲メ自動車ヲ使用セントスル者ハ所轄警察官署ヨリ標板ノ交付ヲ受ケ車輛ノ略易個所ニ掲ゲ使用ヲ終リタルトキハ速ニ返納スヘシ

第十條 營業用自動車ハ毎年二回(四月十月)自家用自動車ハ一回(五月)當廳ノ検査ヲ受クヘシ但シ必要ト認ムルトキハ臨時検査ヲ行フコトアルヘシ

▲第十一條 自動車々輛番號ハ左ノ寸法ニ從ヒ黒地長方形ノ標板ニ白色ノ亞刺比亞文字ヲ以テ記シ「神」ノ字ヲ冠スヘシ

- 一、前面番號ハ文字ノ太サ五分幅二寸(一)字ヲ除ク
- 高サ三寸各字ノ間隙四分
- 二、後面番號ハ文字ノ太サ六分幅二寸五分(一)ノ字ヲ除ク
- 高サ四寸各字ノ間隙五分

第十二條 取締令第十二條ノ免許ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ當廳ニ願出ツ

ヘシ

第二號乃至第九號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

- 一、出願者ノ本籍、住所、職業氏名、生年月、法人ニアリテハ其ノ名稱事務所々在地定款ノ寫及代表者ノ住所、職業氏名、生年月
- 二、營業所及支店又ハ出張所(他人ノ所有ニ依ルモノハ所有者ノ承諾書ヲ添付スヘシ)

- 三、一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノハ其ノ路線又ハ區間ノ圖面(道幅記入ヲ要ス)
- 四、車輛置場ノ位置及構造
- 五、停車場ヲ設クルモノニアリテハ其ノ位置
- 六、一定路ノ路線ニ據ルモノニアリテハ發着時間
- 七、使用車輛數
- 八、營業開始期日
- 九、賃金額

第十三條 營業ノ免許ヲ承繼セムトスル者ハ雙方運署ノ上(運署不能ノ場合ハ其ノ旨附記)左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出スヘシ

一、免許年月日(免許指令添付ノコト)

二、承繼車輛數及其ノ番號

第十四條 營業者ハ左記事項ヲ遵守スヘシ

一、營業所又ハ支店若ハ出張所ニハ發着時間及賃金表ヲ掲ケ且ツ各車内ニ車掌運轉手ノ氏名ヲ明示スヘシ

二、故ナク發車ヲ拒ムヘカラス

三、哩數ヲ以テ賃金ヲ計算スルモノニアリテハ哩計器ヲ車内ニ裝置スヘシ

四、名義ノ如何ニ拘ラス定額賃金以外ノ金品ヲ請求シ又ハ請求セシムヘカラス

第十五條 運輸營業ニ關シ危險豫防上必要アリト認メタルトキハ特ニ信號人ノ配置

又ハ營業線路ノ變更若ハ禁止ヲ命シ其ノ他保安竝ニ衛生上必要ナル命令ヲ爲スコトアルヘシ

▲第十六條 一定ノ路線竝ニ區間ニ據ル營業用客車ニハ各車毎ニ運轉手ノ外車掌一名

常置スヘシ但シ車輛ノ構造ニ依リ當廳ノ認可ヲ受ケ運轉手ヲシテ車掌ノ職務ヲ

兼ネシムルコトヲ得

第十七條 車掌ヲ雇入レントスルトキハ左記事項ヲ具シ當廳ニ願出テ免許證ヲ受ク

ヘシ

一、本人ノ本籍、住所、氏名、生年月日

二、本人ノ履歷書

▲免許證ヲ滅失毀損シタルトキハ再交附其ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ書換ヲ受クヘシ

▲第十八條 運轉手ノ免許ヲ受ケントスルモノハ本籍住所氏名生年月日ヲ具シ履歷書及名刺形半身ノ正面寫真二葉ヲ添付シ當廳ニ願出スヘシ

▲第十九條 運轉手ノ試験ハ每週一回之ヲ行フヘシ特ニ必要アリト認ムルトキハ隨時試験ヲ行フコトアルベシ

試験ニ要スル費用ハ受試者ノ負擔トス

▲第二十條 左ノ場合ニハ五日以内ニ當廳ニ届出テ第一號ノ場合ハ検査證若クハ免許證ノ書換ヲ受ケ第二號第三號ノ場合ハ移轉先ヲ明記スヘシ

▲一、検査證又ハ運轉手ノ免許證ノ記載事項ニ異動ヲ生シ若クハ其ノ文字不明トナリタルトキ

▲二、自動車ノ主タル使用地「商品ニアリテハ其ノ所在地」ヲ他ノ廳府縣ニ變更シタルトキ

▲三、運轉手主タル就業地ヲ他ノ廳府縣ニ變更シタルトキ

四、自動車ヲ讓受ケ又ハ讓渡シ若クハ相續シタルトキ

五、自動車ノ使用ヲ廢止シタルトキ

六、細則第十二條第一號ニ移動ヲ生シタルトキ

七、營業者ハ車掌ヲ解雇シタルトキ

▲車掌死亡又ハ行方不明トナリタルトキハ其ノ雇主、戶主又ハ家族ノ順位ニヨリ

前項ノ手續ヲナシ免許證ヲ返納スヘシ

▲第二十一條 車掌本則又ハ本則ニ依リ發シタル命令ニ違反シ又ハ就業上不適當ト認ムルトキハ免許ヲ取消又ハ就業ヲ停止スルコトアルヘシ

▲前項ニ依リ免許ヲ取消又ハ就業ノ停止ヲ命セラレタルトキハ速ニ免許證ヲ當廳ニ返納スヘシ

▲第二十二條 車掌運轉手ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

▲一、客車ニアリテハ定員以上乗車セシムヘカラス  
但シ四歳未満ノ者ハ定員外トシ四歳以上十二歳以下ハ二人ヲ以テ一人ト看做ス

▲一、免許證ハ他人ニ貸與スヘカラス

▲三、酒氣ヲ帶ヒ就業スヘカラス

▲四、夜間ハ制規ノ燈火ヲ點シ規定ノ光力ヲ保持セシムヘシ

▲五、警察官吏ニ於テ停車ヲ命シタルトキハ直ニ停車スヘシ

▲第二十三條 運轉手ハ前條ノ外左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- ▲一、停車中運轉臺ヲ離ル、トキハ危險豫防ノ措置ヲ爲スヘシ
- ▲二、他車ト並行スヘカラス
- ▲三、自動車二輛以上連續行進タルトキハ後車ハ前車ニ對シ間以上ノ距離ヲ保ツヘシ
- ▲四、往來雜踏ノ道路ノ交叉部、街角、橋上、坂路、泥濘ノ道路ヲ運轉スルトキハ絶エス音響器ヲ鳴シ徐行スヘシ、鐵道及軌道ヲ橫斷セントルストキ亦同シ
- ▲五、街角通過ノ際ハ右ハ大廻リ左ハ小廻リ爲スヘシ
- ▲六、街角橋上其ノ他往來ノ妨害トナルヘキ場所ニ停車スヘカラス
- ▲七、出火場其ノ他群集ノ場所ヲ行進スヘカラス
- ▲八、軍隊ニ行逢フトキハ右側其ノ他ハ左側ニ避クヘシ
- ▲九、進行中ノ自動車ヲ追越サントスルトキハ音響器ヲ鳴シ前車ノ右側ヲ通過スヘシ
- ▲一〇、消防車又ハ郵便車ニ行逢フトキハ其ノ進行ヲ妨クヘカラス

▲一一、馬匹ニ近クトキハ徐行シ驚逸セシメサル様注意スヘシ

▲一二、自動車又ハ其ノ他ノモノヲ連結シテ運轉スヘカラス但シ運轉不能トナリタル自動車ヲ牽引スルノ必要アルトキハ此ノ限ニアラス

▲一三、自動車ニ行逢ヒタルトキハ「ヘットライト」光力ヲ減シ運轉ニ便ナラシムヘシ

第二十四條 營業用自動車ノ車掌及運轉手ハ同乗者ニ厭忌ノ感ヲ起サシムヘキ疾患アルモノ若ハ不快ヲ感セシムヘキ不潔ノ容裝ヲ爲シタル者ノ乗車ヲ拒絕スルコトヲ得

▲第二十五條 乗客ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

▲一、放歌喧噪又ハ他人ノ嫌惡スヘキ行爲ヲナスヘカラス

▲二、車内ヨリ物品ヲ投棄スヘカラス

▲三、自動車ノ進行中昇降スヘカラス

▲第二十六條 第二十四條ノ規定ニ依リ車掌又ハ運轉手ヨリ乗車ヲ拒絕セラレタルト

キハ即時又ハ最近ノ停車場ニ於テ降車スヘシ

第二十七條 「サイドカー」附自動車又ハ「オートフライヤ」ニ裝置スヘキ前面燈火及制動機ハ各一個トナスコトヲ得

第二十八條 自動車及「オートベツト」ノ類ニシテ自動車取締令ニ規定セルモノヲ除ク外明治三十五年七月縣令第五十二號自動車取締規則ヲ警用ス

第二十九條 本則ニ據ル願届ハ總テ所轄準察官署ヲ經由スヘシ

第三十條 第四條、第四條ノ二第一項第九條第十一條第十二條、第三項、第十四條第十六條、第十七條、第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十五條ノ規定ニ違反シ又ハ第三條第四條ノ二第二項、第十五條及第二十一條ノ命令又ハ處分ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三十一條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタルモノニ對シテハ前條ノ罰則ヲ適用ス

附 則

第三十二條 本則ハ大正八年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

車輛番號ノ冠字ノ書替ハ本則施行ノ日ヨリ九十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第三十三條 明治四十五年五月神奈川縣令第四十七號ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

神奈川縣道路取締施行細則

第一條 本則ニ於テ道路ト科スルハ道路法第一條ニ依ル道路並一般交通ノ用ニ供スル道路及橋梁渡船場溝渠其ノ他ノ附屬ヲ謂フ

第二條 道路法第一條ノ道路ニ於テハ本則ニ規定スルモノノ外道路取締令ノ規定ヲ遵守スヘシ

▲第三條 道路ニ於テ牛馬諸車ニ依リ人ヲ殺傷シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ速ニ停車シ警察官吏ノ指揮ヲ受クヘシ

▲第四條 道路ヲ通行スル者ハ警察官吏ノ信號ニ從フヘシ

第五條 道路ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、木挽、割荷造其ノ他交通ノ害妨トナルヘキ作業ヲ爲サ、ルコト
- 二、澁リニ佇立シ又ハ彷徨セサルコト
- ▲三、牛馬車其ノ他ノ諸車ヲ併行又ハ連繫セサルコト  
但シ運轉不能トナリタル自動車ヲ牽引スル爲メ連繫スルハ此ノ限リニ在ラス
- 四、荷車ハ後押ノミニテ進行セサルコト
- ▲五、車輪二輪以上連續シテ進行スルトキハ後車ハ前車ニ對シ相當ノ距離ヲ保ツコト
- ▲六、牛馬車ハ市街地ニ在リテハ各其ノ車輛幅員ノ二倍半未滿ノ道路ヲ通行セサルコト 但シ警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラス
- ▲七、牛馬諸車ハ已ムヲ得サル場合ノ外交通頻繁ノ道路ニ於テ後退シテ方向ヲ轉換セサルコト
- ▲八、新聞雜誌其ノ他ノ印刷物ヲ朗讀放吟セサルコト

但シ警察官吏ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限リニ在ラス

九、濫リニ奇異ノ行裝戲謔ノ言行ヲ爲ササルコト

一〇、塵埃汚物ヲ投棄シ又ハ汚水ヲ撒布シ其ノ他不潔ノ行爲ヲ爲サ、ルコト

第六條 道路商人ハ市街地ニ在リテハ警察官吏ノ指定シタル時間地域ノ外營業ヲ爲スコトヲ得ス、但シ行商ヲ爲スハ此ノ限リニ在ラス、道路商人ノ營業法交通ヲ妨ケ公安ヲ害シ若クハ風俗ヲ紊ルノ虞アルト認ムルトキハ警察官署ハ之ヲ制限スルコトアルヘシ

第七條 道路商ノ用ニ供スル屋臺店ハ長六尺巾三尺屋臺車ハ長サ八尺巾三尺ヲ超ユヘカラス

第八條 荷車車輛右側賭易キ箇所ニ所有者ノ住所氏名及車輛ノ重ヲ明記スヘシ  
牛馬車ニ在リテハ前項外ノ所轄郡市役所ノ指示スル形狀ノ車輛記號番號札ヲ車輛後部賭易キ箇所ニ掲出スヘシ

第九條 荷車ノ臺面積十四平方尺以上十八平方尺未滿ノモノハ之ヲ小車トス 小



車ノ輪帶幅並積載量ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一、輪帶幅一寸以上但シ牛馬ニヨリ挽クモノニ在リテハ一寸五分以上トス

二、積載量車輛ノ重量ヲ合セ百二十貫但シ牛馬ニヨリ挽クモノニ在リテハ二百貫迄トス

第十條 牛馬車ハ貨物積卸其ノ他已ムヲ得サル場合ノ外道路ニ停車スルコトヲ得ス

第十一條 荷車ハ馭車臺ノ設備アルモノ、外乗馭スルコトヲ得ス

第十二條 狂噪其ノ他ノ惡癖若ハ疾病ニアル牛馬ヲシテ荷車ヲ挽カシムルコトヲ得ス

第十三條 滿十八歳以上ク者ニ非サレハ牛馬車ヲ馭スルコトヲ得ス

第十四條 十五歳未滿ノモノヲシテ牛馬車ノ索綱ヲ把シメ若シクハ二十五貫以上ノ貨物ヲ積載シタル荷車ヲ挽カシメ又ハ十歳未滿ノモノヲシテ貨物ヲ積載シタル荷車ヲ挽カシムルコトヲ得ス

▲第十五條 道路取締令第十六條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具スヘシ

▲一、貨物ノ品積又ハ名稱、二容積又ハ重量、三積載及運搬ノ方法

▲四、運搬ノ日時及通路

▲道路取締令第十六條ノ許可ヲ受ケタルトキハ運搬中其ノ許可證ヲ携帯セシムヘシ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ日時場所方法ヲ具シ出發地警察官署ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、名義ノ如何ヲ問ハス多數人隊伍ヲ爲シ道路ヲ進行セムトスルトキ但シ軍隊學生々徒葬列及之ニ類スルモノハ此ノ限リニ在ラス

二、市街地ニ於テ徒歩競争ヲ爲サムトスルトキ

▲三、市街地ニ於テ航空機又ハ自動車ニヨリ印刷物其ノ他ヲ撒布セムトスルトキ

▲四、通行禁止又ハ制限ノ道路ヲ通行セムトスルトキ

五、道路神輿山車若シクハ踊屋臺ノ類ヲ置キ又ハ之ヲ運行セムトスルトキ

六、道路ヲ經テ建造物ヲ移シ又ハ荷車ニ依ラスシテ交通ヲ妨クヘキ長大ノ物件ヲ運搬セムトスルトキ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ日時場所、方法又ハ期間若ハ構造設備ヲ具シ圖面ヲ添ヘ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキハ亦同シ、但シ第三號乃至第五號ノ場合ニ於テ道路管理者ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限リニ在ラス

一、道路ニ看板掲燈日除ノ類ヲ突出セムトスルトキ但シ道路上八尺以上ノ高度ニ於テ二尺以内ヲ突出セシムル場合ハ此ノ限リニ在ラス

二、道路又ハ道路ニ沿ヒ牛馬車ノ繫留場ヲ設置セムトルトキ

三、一時工事ノ爲メ道路ニ竹木、土石、其ノ他工事ノ材料ヲ置キ若ハ板圍繩張足代ノ類ヲ設ケ又ハ道路ヲ掘鑿セムトスルトキ

四、一時道路ニ幕店葺張店ノ類ヲ設クルトキ

五、祭典緣日、賣出等ノ爲メ道路ニ幟杭舞臺其ノ他ノ飾物ヲ設クルトキ

第十八條 道路占用ニ關シ道路管理者ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ前條ノ第三號乃至

第五號ニ該當スルトキハ其ノ占用開始前許可證寫ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十九條 第十七條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ目的ノ爲メ道路又ハ其ノ附屬物ヲ崩壞シタルトキハ速ニ原形ニ復スヘシ

第二十條 道路取締令第十六條又ハ本則第十六條第十七條ノ許可ヲ受ケタルモノト雖道路若ハ交通保全又ハ美觀風致保持ノ爲メ必要アリト認ムルトキハ警察官署ハ行爲ノ停止物件ノ除去其ノ他必要ノ措置ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 道路ニ沿ヒタル軒檐ニハ軒植及堅樋又ハ之ニ代ルヘキ設備ヲ爲スヘシ但シ草葺屋根ハ此ノ限リ列若シハ存置スヘカラス

第二十二條 道路ニ沿ヒタル店頭屋根物干窓手摺等ニ危険又ハ嫌惡ノ念ヲ惹起セシムヘキ物品ヲ陳列若ハ存置スヘカラス

第二十三條 第六條第一項、第八條、第十一條、第十五條第二項、第十八條第廿一條

第廿二條ニ違反シ又ハ第六條第二項ノ規定ニ基ク制限ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス第二條、第三條、第五條、第十六條、第十三條、第十四條、第十七條ノ規定ニ違反シ又ハ第廿條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ拘留若ハ科料ニ處ス

附 則

第廿四條 本則ニ依リ許可ヲ受クヘキ事項ニシテ本則施行ノ際現ニ存スルモノハ本則施行ノ際現ニ存スルモノハ本則ニヨリ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

但シ本則ノ規定ニ抵觸スル事項ハ此ノ限りニ在ラス

第廿五條 左ニ掲クル規定ハ之ヲ廢止ス

- 一、明治十七年甲第三十九號道路使用願ニ關スル件
- 二、明治廿二年縣令第廿一號街路取締規定
- 三、明治廿三年縣令第四十八號道路橋梁往來止メニ關スル件
- 四、明治廿三年縣令第七十四號荷車取締規定
- 五、明治卅九年縣令第七十一號街路取締規定施行區域ノ件

神奈川縣訓令第四十四號

十三保收第四六一八號

大正十三年三月十九日

警察部保安課長

縣下各察官署長殿(伊勢佐木町警察署ヲ除ク)

自動車取締ニ關スル件

近時自動車ノ増加ニ伴ヒ其ノ運轉者及運輸營業者等ニシテ關係法令ニ違反スル者多キハ取締上甚タ遺憾トスルトコロニシテ各署ハ相當計畫ノ下ニ取締中ノコト、思料致候モ本月八日伊勢佐木町警察署ニ於テ執行シタル一齊取締ハ顯著ナル効果ヲ舉ケタルモノト被認候ニ就テハ參考ニ供スル爲メ其ノ取締方法並取締事項及成績ニ關スル同署長報告寫一部依命此段及送附候也

伊發第二三五號

大正十三年三月九日

伊勢佐木町警察署長

警視 柴 傳 吉

神奈川縣警察部長 石 井 保 殿

自動車一齊取締ニ關スル件

最近自動車營業者又ハ自動車運轉手ニシテ取締規則ニ違反スルモノ尠ナカラス隨テ此  
レカ事故頻發シ交通警察上遺憾ニ堪ヘサルヲ以テ左記方法ニ依リ一齊取締ヲ執行致候  
處其結果別表ノ通りニ有之候條此段及報告候也

左 記

一、取締日時

大正十三年三月八日午前九時ヨリ午後十二時迄

一、取締ノ方法

各外勤巡查ハ停車中ノ自動車ハ其場ニ於テ又自動車置場及營業者ノアル管區巡  
査ハ其置場又ハ營業所ニ出張シ又進行中ノ自動車ハ一時停車ヲ命シテ左記事項

ヲ速カニ調査スルコト

一、調査ヲ爲ス場合ハ可成先方ニ迷惑ニナラサル様惡感ヲ抱カシメサル様極メテ親切

ニ穩健ニ其ノ言動ヲ慎ミ敏速ニ處理スヘキコト

一、取調ヲ爲シタル時ハ別票調査濟證ニ取調ノ時間ヲ記入シ認印シテ所有者又ハ運轉

手ニ渡スヘキコト

取調ヲ爲ス場合ニ調査濟證ヲ提出シタル時ハ調査ヲ省略スルコトヲ得

一、取締ニ從事スル者ハ豫メ自動車關係法規ヲ研究シ置キ遺算ナキヲ期スルコト

一、取締ノ結果ハ別表ヲ以テ翌九日午前九時迄ニ報告スルコト

一、取調スヘキ事項

別紙ノ通り

取調スヘキ事項

一、運轉手ノ賭易キ箇所ニ速度計ヲ備ヒアルヤ否ヤ

一、適當ナル音響器備ヘアルヤ否ヤ